

平成25年第4回

置戸町議会定例会会議録

平成25年6月12日開会

平成25年6月13日閉会

置戸町議会

平成25年第4回置戸町議会定例会（第1号）

平成25年6月12日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 3号 平成24年度置戸町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 議案第32号 置戸町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第46号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 6 議案第33号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第34号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第35号 教育長の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第36号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第38号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第39号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第40号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第41号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第42号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第43号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第18 議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第19 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23 報告第 4号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 3号 平成24年度置戸町繰越明許費繰越計算書について

- 日程第 4 議案第 3 2 号 置戸町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 6 号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 日程第 6 議案第 3 3 号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3 4 号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 3 5 号 教育長の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3 6 号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 3 7 号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 3 8 号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度置戸町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 15 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 16 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度置戸町下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 議案第 4 4 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 18 議案第 4 5 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 19 議案第 4 7 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 20 議案第 4 8 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 21 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 22 諮問第 1 号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 23 報告第 4 号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員 (10名)

1 番	嘉 藤	均	議員	2 番	小 林	満	議員
3 番	高 谷	勲	議員	4 番	岩 藤	孝 一	議員
5 番	細 川	昭 夫	議員	6 番	石 井	伸 二	議員
7 番	竹 内	雅 俊	議員	8 番	阿 部	光 久	議員
9 番	佐 藤	勇 治	議員	10 番	佐 藤	純 一	議員

○欠席議員 (0名)

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長	井 上	久 男	副 町 長	和 田	薫
会計管理者	鎌 田	満	町づくり企画課長	栗 生	貞 幸
総務課長	中 村	啓 二	総務課参与	村 松	登 喜 男
町民生活課長	田 中	英 規	産業振興課長	坂 口	博 昭

施設整備課長 小 鷹 浩 昭
施設整備課技監 高 橋 一 史
総務課総務係長 坂 森 誠 二

地域福祉センター所長 鈴 木 正 美
町づくり企画課財政係長 小 島 敦 志

〈教育委員会部局〉

教 育 長 平 野 毅
社会教育課長 今 西 輝 代 教
生涯学習情報センター所長 深 川 正 美

学校教育課長 蓑 島 賢 治
森林工芸館長 北 山 雅 俊

〈農業委員会部局〉

事 務 局 長 樋 口 輝 夫

〈選挙管理委員会部局〉

事 務 局 長 中 村 啓 二 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事 務 局 長 早 坂 豊
臨時事務職員 中 田 美 紀

議 事 係 長 佐 藤 百合子

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成25年第4回置戸町議会定例会を開催します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって、5番 細川昭夫議員及び6番 石井伸二議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は次の通りです。

- ・議案第33号から議案第49号。
- ・諮問第1号。
- ・報告第3号。

今期定例会に議会から提出された事件は次の通りです。

- ・議案第32号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は次の通りです。

- ・報告第4号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配布した名簿の通りです。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月14日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 報告第 3号 平成24年度置戸町繰越明許費繰越
計算書について

○佐藤議長 日程第3 報告第3号 平成24年度置戸町繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案に対し、報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第3号は、平成24年度置戸町繰越明許費繰越計算書でございます。報告の内容につきましては町づくり企画課長よりご説明を申しあげます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第3号について説明いたします。

報告第3号 平成24年度置戸町繰越明許費繰越計算書について。

平成24年度置戸町繰越明許費繰越計算書について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙の通り報告する。

次のページをお開きください。平成24年度置戸町繰越明許費繰越計算書になりますが、平成24年度置戸町一般会計補正予算（第7号）でTVh放送設備整備工事ほか5事業につきましては、年度内実施が困難として繰越明許費の補正を行いました。3月31日に翌年度会計に繰り越し、5月31日付で繰越計算書を調整いたしましたので、議会に対して報告するものです。

内容につきましては6事業で繰越予定の金額、実際に翌年度に繰り越した金額は同額の4億9,631万7,000円。財源内訳につきましては国庫支出金1億9,829万1,000円、道支出金961万8,000円、地方債2億5,920万円、一般財源は2,920万8,000円となり、事業ごとの内訳は記載の通りです。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから報告第3号 平成24年度置戸町繰越明許費繰越計算書についてを採決します。

報告第3号について、報告の通り承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第3号 平成24年度置戸町繰越明許費繰越計算書については承認することに決

定しました。

◎日程第 4 議案第 3 2 号 置戸町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について

○佐藤議長 日程第 4 議案第 3 2 号 置戸町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7 番 竹内雅俊議員。

○7 番 竹内議員〔登壇〕 ただいま議題となりました、議案第 3 2 号 置戸町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について趣旨説明を行います。

平成 24 年 2 月に成立した国家公務員の給料の改定及び臨時特例に関する法律は、厳しい国の財政状況と東日本大震災に対応するため、歳出の削減が不可欠として制定され、国家公務員の人件費を平成 24 年度、25 年度と 2 ヶ年にわたって臨時的に削減することを決めました。この法律では、この法律の趣旨を踏まえて、地方公共団体においても自主的かつ適切に対応する旨の条文が謳われており、総務大臣より全国市町村の首長、議長あてに協力を求める文書が発送されています。

このような動きの中、地方 6 団体の代表と総務大臣との協議により、平成 25 年 7 月より平成 26 年 3 月までの間、地方としても人件費削減の動きに協力することが確認されました。国会議員にあっても、国の状況を踏まえ、臨時特例に関する法律により、歳費の独自削減としている状況があります。立場は違うものの、同様に町づくりの使命を担う町議会議員として、平成 25 年 7 月より平成 26 年 3 月まで議員報酬の月額につき、月額 8% を削減する条例について提案をするものであります。

附 則

この条例は平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

以上、議員各位の賛同を得て提案するものです。本趣旨にご理解いただき、今一度賛同を賜りますようよろしくお願いを申しあげて趣旨説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 2 号 置戸町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定についてを採決します。

議案第 3 2 号については、原案の通り決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第32号 置戸町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定については原案の通り可決されました。

◎日程第 5 議案第46号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画
の一部変更について

○佐藤議長 日程第5 議案第46号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、議案第46号は置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてでございます。議案の内容については町づくり企画課長よりご説明を申しあげます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第46号について説明いたします。議案第46号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更する。本文中「2. 産業の振興」、「3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」、「4. 生活環境の整備」及び「6. 医療の確保」の(3)計画の表に別紙の事業を追加する。

今回の過疎計画の変更についてですが、平成25年度当初予算及び6月定例会に提出中の補正予算において、本年度財源対策として過疎対策事業債の発行を予定している事業について、過疎地域自立促進市町村計画への追加が必要になったことから、北海道との協議を進めておりましたが、事前協議が整いましたので、その内容について議会の承認を求めるものです。

追加の内容について説明いたしますので、次のページ、過疎地域自立促進市町村計画【変更】の表をご覧ください。はじめに、12ページ34行目にあたりますが、1 産業の振興に関する表で、変更後の欄、事業名に(4)地場産業の振興加工施設、事業内容に森林組合施設整備事業、事業主体に森林組合の文言を追加します。

2ページをご覧ください。同じく計画本文の16ページ24行目になりますが、2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に関する表、変更後の欄、(1)市町村道路の事業内容に生涯学習情報センター通り線(改良・舗装220メートル)、事業主体に置戸町の文言を追加します。

下段の表、同じく計画本文16ページ31行目になりますが、変更後の欄、(2)農道の事業内容に春日川東線農道整備特別対策事業(改良・舗装1,800メートル)、事業主体に北海道の文言を追加します。

3ページをお開きください。同じく計画本文の20ページ24行目になりますが、3 生活環境の整備に関する表、変更後の欄、(4)消防施設の事業内容に小型動力ポンプ更新、事業主体に消防組合の文言を追加します。

4ページをご覧ください。同じく計画本文の26ページ26行目になりますが、5 医療の確保に関する表、変更後の欄、事業名に(1)診療施設病院、事業内容に北見赤十字病院改築、事業主体に赤十字病院の文言を追加します。 続いて資料の説明をいたしますので、別冊議案第46号説明資料

過疎地域自立促進市町村計画参考資料【変更】をご覧ください。

この表は過疎計画の参考資料となっております。計画本文の事業計画の表に概算事業費と年度区分の欄を加えたものです。過疎計画の変更手続きは、計画本文や事業計画の表の事業名の追加や中止、または事業内容の追加と事業費の変更が2割を超える場合などに、北海道との事前協議及び議会の議決が必要となりますが、今回の変更手続きでは事前協議及び議会の議決案件とならない簡易な事業の変更も含まれております。表の事業名、事業内容、事業主体の各欄で、アンダーライン表示のある事業は先程説明いたしました議決案件となっている事業です。変更後の概算事業費及び年度区分の欄も合わせて変更しております。

また、簡易な事業の変更につきましては、変更後の概算事業費及び年度区分の各欄にアンダーラインを表示しておりますので、後程ご覧いただきたいと思っております。

以上で議案第46号の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。

議案第46号については、原案の通り変更することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第46号 置戸町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については原案の通り可決されました。

◎日程第 6 議案第33号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから

◎日程第21 議案第49号 工事の請負契約の締結についてまで
————— 16件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第6 議案第33号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから
日程第21 議案第49号 工事の請負契約の締結についてまでの16件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第33号は置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてでございます。内容につきましては総務課長よりご説明を申しあげますが、以後議案第49号は工事請負契約の締結についてでございます。それぞれ議案の内容につきましては所管の課長よりご説明を申しあげます。

〈議案第33号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について〉

○佐藤議長 まず、議案第33号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第33号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてご説明いたします。本条例の制定につきましては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置、これを踏まえ、置戸町職員の給与についても減額するための特例を定めるものでございます。

国家公務員につきましては、日本の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要から、平成24年度から2年間の臨時特例として、平均7.8%減額する措置を実施しております。なお、臨時特例法付則第12条におきまして、地方公務員の給与につきましては、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする規定されておりますが、置戸町を含め多くの地方自治体はこれまで国を上回る行政改革により、職員数の削減や人件費の抑制を実施していることから、その実施を見送っておりました。

こうした中、本年1月24日、公務員の給与改定に関する取り扱いについての閣議決定、またこれを受け、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるようとの総務大臣からの要請がありました。

要請内容につきましては、地方自治体の独自削減や定員削減などの行政改革については十分理解と敬意を表するが、今回の要請は地方の給与が高いから、国の財政が厳しいからではなく、国と地方が丸一となって東日本大震災の復興と地域経済の活性化、また今後想定される消費税の増税について国民の理解を得るため、公務員が先頭に立って行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要というものでございました。すでに、今年度の国の予算において地方公務員の給与費削減分として地方交付税が約8,500億円削減され、本町の影響額は試算段階ではございますが、約3,300万円程度になる見込みでございます。これによる住民サービスの低下への懸念と、削減しないことに対する町民の理解、また本町のラスパイレス指数が高い状況等を総合的に検討いたしまして、一定の削減はやむを得ないとの判断から、国の要請に応じ実施することとしたところでございます。

実施内容につきましては、別紙議案第33号説明資料、国家公務員の給与の改定及び臨時特例法に基づく置戸町職員給与の減額により説明いたしますので、ご覧願いたいと思います。

資料は国と置戸町の実施内容を比較して記載しております。まず、目的ですが、先程申しましたが、厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから給与を削減するもので、本町も同じ目的でございます。

減額対象職員でございますが、国と同じく行政俸給表（一）適用の本町の正職員のほか、行政俸給表（二）に適用の職員といたします。記載にはございませんが、本町の行政俸給職俸給表（一）適用者は72名。（二）適用者は2名。この2名につきましては常用作業員となっております。

次に減額内容ですが、給料月額につきましては国と同じく行（一）職員につきましては1～2級者で4.77%、3～6級職員につきましては7.77%の減となります。また、行（二）適用職員につきましては一律4.77%の減額となります。

手当につきましては、国は管理職手当一律10%、期末勤勉手当は一律9.77%の減額ですが、

本町におきましては平成17年から給与費の独自削減を実施しており、期末勤勉手当における役職加算の廃止及び管理職手当の支給率の削減を実施しており、この実績を評価するとともに、それぞれの支給額に占める割合が、役職加算につきましては9.78%、管理職手当につきましては35%相当額の減額となることから、これら手当につきましては実施しないことといたしております。

実施期間ですが、平成25年7月から平成26年3月31日までの9カ月間といたしております。なお、表外記載となりますが、給料月額に連動する手当及び時間外手当、休日給などとなりますが、及び一時間当たり単価につきましては減額後給料月額により算出することとなります。

以上で資料説明を終わりますので、本議案にお戻り願いたいと思います。

置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例を次のとおり制定する。第1条はこの条例の趣旨であります。国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、職員給の支給額を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間減額するため、給与条例の特例を定めるものでございます。

第2条は給与条例の特例で、第1項において特例期間に支給する給料月額は、給料月額から職員の給料月額に2級以下の職員につきましては100分の4.77。3級から6級までの職員につきましては100分の7.77を乗じた額を減ずるとしております。第2項は退職者に支給される給与の支給の規定で、特例期間に支給される給料月額については前項の規定によるもので、アは公務災害により退職者の給与。イは結核性疾患及び心身の疾患による退職者の給与。ウは本人の意に反する、例えば刑事事件に関して起訴された場合の退職者の給与についての規定でございます。次、第3項になります。第3項は給与の減額を行う場合の1時間当たりの給与額について、及び超過勤務手当、休日給、夜勤手当の1時間当たりの給与額についての規定で、これら1時間当たりの単価はそれぞれ減額後の給料月額により算出したとする規定でございます。第4項は給与条例付則第4項に規定する55歳に達した6級職員の給料月額の第1項、第2項及び前項の規定の適用の読みかえ規定となっております。当該職員の減額の基礎となる給料月額は、給料月額に100分の1.5を乗じた額を減じた額とする規定でございます。

第3条は育児休業等に関する条例の特例に関する規定で、特例期間中の部分休業の承認を受けて、勤務しない場合に減額する1時間当たりの給料額の算出条文の読みかえ規定についてでございます。

第4条は勤務時間、休暇等に関する条例の特例に関する規定で、介護休暇により勤務しない場合に減額する一時間あたりの給与額についての規定であり、共に減額後の給料月額により算出するものであります。

第5条は端数計算の規定で、この規定の条例により算定された額の1円未満の端数は切り捨てるものとしております。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

以上で議案第33号の説明を終わります。

〈日程第7 議案第34号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第34号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

- 中村総務課長 議案第34号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、議案第33号において説明いたしましたが、国における厳しい財政状況及び東日本大震災の復興に対処する必要性から、平成24年度、25年度の2ヵ年間、国家公務員の給与減額支給措置が実施されております。これを踏まえ、地方公務員の給与についても国に準じて必要な措置を講ずるよう、国からの要請に基づき、今年7月から置戸町職員の給与を7.8%減額することとしたことに伴い、常勤特別職の給料月額を8%減額する特例措置を講ずるものでございます。

なお、特別職の給料につきましては、すでに町長20%、副町長15%の減額措置を講じているところでございますが、今回の給料減額に伴う痛みを職員に協力してもらうことなどを考慮し、これまでの削減を拡大して実施することとしたところでございます。置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例（平成24年条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、町長及び副町長の給料月額の支給にあたっては、給料月額から、給料月額に、100分の8を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

これによりまして、町長の現行減額措置給料月額70万円が64万4,000円に、副町長につきましては59万円が54万2,800円となります。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

以上で議案第34号の説明を終わります。

〈議案第35号 教育長の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例〉

- 佐藤議長 次に議案第35号 教育長の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

総務課長。

- 中村総務課長 議案第35号 教育長の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、先程説明いたしました議案第34号と同じく、本年7月から置戸町職員の給与を7.8%削減することとしたことに伴い、教育長の給料月額を8%減額する特例措置を講ずるもので、教育長の給与につきましてもすでに10%の減額措置を講じているところですが、これまでの減額を拡大し実施するものでございます。

教育長の給料額の特例に関する条例（平成24年条例第14号）の一部を次の通り改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、教育長の給料月額の支給にあたっては、給料月額から、給料月額に、100分の8を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

これにより、教育長の現行減額措置給料月額54万5,000円が50万1,400円となります。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

以上で議案第35号の説明を終わります。

〈日程第9 議案第36号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第36号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第36号 置戸町税条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

置戸町税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。この改正は地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が4月1日に施行されたことに伴い、置戸町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条例の改正内容について、別冊の議案第36号説明資料、置戸町税条例の一部を改正する条例新旧対照表でご説明いたしますので、説明資料をご覧ください。新旧対照表は改正条例の条ごとの記載となっております。右側が現行、左側が改正案です。改正カ所につきましてはアンダーラインで示しております。

第34条の7第2項は寄付金税額控除の改正であります。この改正は平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄付金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額が100分の2.1が減額されることから、ふるさと寄付金に係る特例控除額の見直しを行い、寄付金額のうち2,000円を超える額については復興特別所得税の創設後も全額控除できるように改めるもので、第2項中、第314条の7第2項の次に、法附則第5条の6第2項の規定により読みかえて適用される場合を含むの字句を追加するものであります。

次の第54条の改正につきましては、固定資産税の納税義務者等の改正であります。この改正は固定資産税における独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う借換地等に係る特例措置税負担軽減措置を廃止するもので、第5項中の条文を削除するものでございます。

3ページをお開きください。第131条の改正につきましては、特別土地保有税の納税義務者等の改正であります。第54条の改正同様、他法令の改正に伴い、第4項中の条文を削除するものであります。

4ページを開きください。附則第3条の2は延滞金の割合等の特例についての改正です。この改正は国税の見直しに合わせて、地方税に係る延滞金還付加算金の利率を引き下げるもので、条項中の条文を整理するものであります。延滞金の税率は本則割合が納期限の翌日から1月間は年7.3%、1カ月経過後は14.6%と定められており、市中金利が低金利で推移をしていることから、平成11年度から最初の1月に係る割合は、特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、その特例基準割合とする特例措置が講じられています。特例基準割合とは、前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率プラス4%で、平成22年1月1日以降4.3%で変動がなく推移をしておりましたが、今回の改正により特例基準割合を短期貸出約定平均利率プラス1%に改正するもので、これにより現行の貸出平均金利を前提とすると、納期限の翌日から1月の利率は年4.3%から年3%、2月目からの利率は年14.6%から年9.3%に引き下げられる見込みとなります。

次の第2項は条項の追加で、附則第3条の2条項中削除した第52条法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の割合を新たに定めるものでございます。この改正は延滞金のうち、法人町民税

について納期限の延長があった場合に重ねるものの国税の利子税相当の割合は、特例基準割合とすることを定めるものでございます。

5ページに移ります。附則第4条は納期限の延長に係る延滞金の特例についての改正で、前条第2項の規定により条項中の字句を整理するものでございます。

6ページに移ります。附則第4条の2は公益法人等に係る町民税の課税の特例であります。引用法令の改正に合わせ、条項中の字句を改めるものでございます。

7ページに移ります。附則第7条の3の2は住宅ローン控除の拡充及び期間の延長についての改正で、条項中の年度や字句を改めるものでございます。この改正は平成26年4月から17年ぶりに消費税率が引き上げられることから、その前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和するとともに、良質な住宅不足の形成を促し、住宅施策の方向性が損なわれないようにする観点から、住宅ローン減税の拡充をはじめとする税制上の措置を講ずるものでございます。具体的には住宅ローン控除の対象期間は平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長することとし、その期間のうち、平成26年4月1日から平成29年末までに住宅を取得した場合の控除限度額を所得税の課税総所得金額の7%、最高限度額を13万6,500円に拡充するもので、この限度額は住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等税率が8%または10%である場合の限度額であります。なお、平成26年1月から3月までの控除限度額の範囲は従前どおり課税総所得金額の5%、最高限度額を9万7,500円とするものでございます。次の附則第7条の4は寄付金全額控除における特例控除額の特例についての改正です。

次のページ、8ページをお開きください。条項中読みかえ規定を追加するものでございます。次の附則第10条の2は引用条項の改正により、見出しの一部及び条項中の字句を改めるものでございます。次の附則第17条の2は住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の改正で、引用法令の改正により字句を改めるものでございます。

9ページに移ります。附則第22条の2は東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例についての改正で、見出しの一部や条文の全部改正を行うとともに、関連条項を整理するものでございます。9ページの表中、左欄附則第17条は長期譲渡所得の課税の特例。次のページ附則第17条の2は有料住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例。

次のページ11ページに移ります。附則第17条の3は居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例。次の附則第18条は短期譲渡所得に係る課税の特例を規定しております。改正内容につきましては居住財産の買い替え等の場合の控除の特例等について、大震災により居住用家屋が滅失をした場合には当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を現行3年から7年に4年間延長するものでございます。

また、次の12ページ、同条第2項中前項の規定は同項前2項の規定はこれと改め、前項をこれに改め、同項を3項とし、同条第1項の次に、次の1項を加えた第2項とするものでございます。

11ページにお戻り下さい。附則第2項は東日本大震災により、その融資した居住用家屋が滅失等をしたことによって居住の用に供することができなくなったものの、相続人当該家屋に居住していた

者に限り、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合に、当該相続人は当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなし、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けることができることを定めるものとさせていただきます。

13ページに移ります。附則第23条は東日本大震災に係る住宅借入金等の特別税額控除の適用期間等の特例についての改正です。13ページから14ページに渡りますが、引用法令の改正に併せ、字句を整理するものとさせていただきます。東日本大震災の被災者の住宅の再取得等の場合の住宅ローン控除が一般住宅の住宅ローン控除と同様に、住民税の住宅ローン控除が適用されます。附則第7条3の2で説明をしておりますが、住宅ローン控除の対象期間を平成26年1月1日から4年間延長することとし、その期間のうち、平成26年4月1日から平成29年末までに住宅を取得した場合の控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%、最高限度額を13万6,500円に拡充するものとさせていただきます。

本議案にお戻りください。附則のところをお開きください。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。同条第1号第34の7第2項、寄付金全額控除の改正規定ならびに附則第3条の2、延滞金の割合等の特例。第4条 納期限の延長に係る延滞金の特例。第4条の2 公益法人等に係る町民税の課税の特例。第7条の4 寄付金税額控除における特例控除額の特例。第17条の2 有料住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例。第22条の2 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例については、平成26年1月1日から施行する。また、同条第2項においては、附則第7条の3の2 住宅ローン控除の拡充及び期間の延長。第23条の改正で規定する東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除の期間の延長については、平成27年1月1日から施行する。第2条は延滞金に関する経過措置を規定するものとさせていただきます。改正後の町税条例附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日午前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

第3条は町民税に関する経過措置を規定するものとさせていただきます。同条第1項により新条例附則第4条の2で規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修については、平成26年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。附則第2項においては、新条例附則第22条の2第2項で規定する東日本大震災により居住用の家屋が滅失をし、居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者の相続人が、平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。第3項においては、新条例附則第23条で規定する東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等特別控除の期間延長については、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度までの個人の町民税についてはなお従前の例による。

第4条は固定資産税に関する経過措置を記載するものとさせていただきます。同条第1項により、新条例の規定中、固定資産税に関する分は別段の定めがあるものを除き、次のページをお開きください。平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、

なお従前の例による。同条第2項においては、新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る改修に要した費用の額が30万円以上、50万円以下の耐震改修に係る契約が平成25年4月1日前に締結され、同日以後に耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中書類及びとあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約した日を証する書類並びに」するものであります。

以上で議案第36号の説明を終わります。

〈議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申しあげます。

置戸町国民健康保険税条例（昭和33年条例第7号）の一部を次のように改正する。

国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、関係する規定を整備するものでございます。改正の主な内容は特定世帯に対する世帯別平等割の軽減措置の拡充であります。特定世帯に対し、移行後5年を経過するまでの間は世帯別平等割の2分の1を軽減する措置が講じられておりますが、急激な負担増を避けるため、激変緩和措置としてこれに加え、移行後6年目から8年目までの間にある世帯、特定継続世帯に対して世帯別平等割の4分の1を軽減する措置を講ずるものでございます。

それでは条例の改正内容について別冊の議案第37号説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明いたしますので、説明資料をご覧ください。

新旧対照表は改正条例の条ごとの記載となっております。右側が現行、左側が改正案です。改正カ所につきましてはアンダーラインで示しております。新旧対照表の説明に入ります前に国保の世帯別平等割の税率についてご説明申しあげます。税率は医療分で2万5,600円、後期支援金分で8,000円、また世帯の所得の合算額が一定の額を超えない世帯には世帯別平等割の税率に対し7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減措置がございます。7割軽減とは総所得金額及び山林所得の合算額が33万円を超えない世帯です。5割軽減とは（世帯主を除く被保険者＋特定同一世帯所属者）×24万5,000円＋33万円以下の世帯です。2割軽減とは（世帯主を除く被保険者＋特定同一世帯所属者）×35万円＋33万円以下の世帯です。なお、特定同一世帯所属者とは、同じ世帯の中に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方です。また、特定世帯とは特定同一世帯所属者と同じ世帯の国民健康保険被保険者が単身である世帯です。

それでは新旧対照表の説明に入ります。

第5条の2は特定軽減世帯の条文を追加するもので、条項中の字句を整理し、次のページをお開きください。同条第1項第3号特定継続世帯1万9,200円とするものです。この額は医療分の世帯別平等割の税率2万5,600円の4分の1を減額した額です。また、第7条の3第1項第1号から次の第23条までの改正内容は、特定世帯以外を特定世帯及び特定継続世帯以外に字句を改め、第2号の次に第3号特定継続世帯と金額を追加するものであります。特定継続世帯とは特定世帯で世帯別平等割の軽減を受け、5年を経過した世帯です。また、特定継続世帯の軽減額は特定世帯の特例措置

として5年間2分の1に軽減したものを、さらに3年間4分の1に軽減するものでございます。
よって、これ以後の説明は改正内容が重複しますので、特定継続世帯の金額について説明いたします。

2ページ、第7条の3第1項第3号の金額は同項第1号後期高齢者支援金分の税率8,000円の4分の1を減額し、6,000円とするものでございます。次の第23条、3ページに移ります。イの(ウ)の金額は同号(ア)7割軽減世帯の医療分に係る軽減額1万7,920円の4分の1を減額し、1万3,440円に。次のエの(ウ)の金額は同号(ア)7割軽減世帯の後期高齢者支援金分に係る軽減額5,600円の4分の1を減額し、4,200円とするものでございます。

次のページ、4ページをお開きください。同条第2号イの(ウ)の金額は同号(ア)5割軽減世帯の医療分に係る軽減額1万2,800円の4分の1を減額し、9,600円に。

次の5ページに移ります。(ウ)の金額は同号(ア)5割軽減世帯の後期高齢者支援金分に係る軽減額4,000円の4分の1を減額し、3,000円に。

次の第3号イ、6ページをお開きください。(ウ)の金額は同号(ア)2割軽減世帯の医療分に係る軽減額5,120円の4分の1を減額し、3,840円に。同号エの(ウ)の金額は同号(ア)2割軽減世帯の後期高齢者支援金分に係る軽減額1,600円の4分の1を減額し、1,200円とするものでございます。

次のページに移ります。附則第15項は東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の改正であります。関係法令の改正により、附則第44条2第3項を附則第44条の2第4項及び第5項に、第36条を第35条第1項に改めるもので、改正内容は震災後3年間の譲渡期限の特例措置を7年間とし、平成30年まで延長するものでございます。

議案にお戻りください。附則のところをお開きください。

附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、附則第15項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

第2条は適用区分です。次項に定めるものを除き、改正後の置戸町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

以上で議案第37号の説明を終わります。

○佐藤議長 それではここで休憩をいたします。10時55分から再開します。

休憩 10時35分

再開 10時55分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈日程第8 議案第38号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第38号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第38号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

置戸町税外諸収入金徴収に関する条例（昭和55年条例第12号）の一部を次のように改正する。

置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部改正につきましては、置戸町税条例の改正により、関係する規定を整備するものでございます。この改正は議案第36号 置戸町税条例の一部を改正する条例の条項中、附則第3条の2第1項 延滞金の割合等の特例の改正に合わせて、附則第2項中の条文を整理するもので、説明につきましては町税条例附則3条の2第1項の説明と同じ説明となりますので省略させていただきます。

なお別冊の第38号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては後程ご覧ください。

附 則

第1条 この条例は公布の日から施行し、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

以上で議案第38号の説明を終わります。

〈日程第12 議案第39号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第2号）〉

○佐藤議長 次に議案第39号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第2号）。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第39号について説明いたします。

議案第39号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第2号）。

平成25年度置戸町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,453万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,653万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1条の歳入歳出予算補正につきましては、後程別冊の事項別明細書で説明をいたします。第2表 地方債補正につきまして説明をいたしますので、3ページをお開き願います。

第2表 地方債補正。今回の地方債の補正は後程歳出予算で説明いたしますが、新生紀森林組合加工施設導入事業に係る地方債の追加です。限度額を6,600万円とし、記載の方法、利率、償還の方法については表に記載の通りです。

続いて第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊の平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第2号）の6ページ、7ページをお開きください。3、歳出から説明いたしますが、1款議会費、1項議会費から総務課長が説明をいたします。

(以下、記載省略。平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添の通り)

〈日程第13 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に議案第40号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第40号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申しあげます。

平成25年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億886万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第1号)により、歳出から説明をいたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

(以下、記載省略。平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添の通り)

〈日程第14 議案第41号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に議案第41号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

総務課長。

○中村総務課長 議案第41号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

平成25年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,090万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第1号)にて説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

下段歳出より説明をいたします。

(以下、記載省略。平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添の通り)

〈日程第15 議案第42号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に議案第42号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 議案第42号について説明いたします。

平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,799万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）でご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添の通り）

〈日程第16 議案第43号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）〉

○佐藤議長 次に議案第43号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）。

総務課長。

○中村総務課長 議案第43号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成25年度置戸町の下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,208万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）にて説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。

（以下、記載省略。平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添の通り）

〈日程第17 議案第44号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について〉

○佐藤議長 議案第44号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第44号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次の通り変更する。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

今回の規約改正は、北空知圏学校給食組合の加入に伴い、構成団体名及び構成団体数に変更が生じることから規約を変更するもので、規約の変更には本組合を構成する団体の協議が必要のため提案するものでございます。

改正内容につきましては、別冊議案第44号説明資料 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約新旧対照表でご説明いたしますので、ご覧願いたいと思います。右側が現行、左側が改正案となります。

別表第1の改正は組合を組織する地方公共団体を規定しておりますが、市町村・一部事務組合及び広域連合欄に北空知圏学校給食組合を加え、空知総合振興局の団体数を34から35に変更するものでございます。

次に別表第2の改正ですが、共同処理する事務欄9の共同処理する団体名の空知中部広域連合の次に北空知圏学校給食組合を加えるよう変更するものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第44号の説明を終わります。

〈日程第18 議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について〉

○佐藤議長 次に議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次の通り変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

今回の規約改正につきましては、議案第44号で説明いたしました内容と同様ですが、北空知圏学校給食組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更が必要となり、規約の変更には本組合を構成する団体の協議が必要なため提案するものでございます。

改正内容につきましては、別冊議案説明資料 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約新旧対照表で説明いたしますのでご覧ください。

別表第1は組合を組織する団体を規定しておりますが、北空知圏学校給食組合を加えるものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上で議案第45号の説明を終わります。

○佐藤議長 会議の途中ですが申し上げます。12時になりましたが、引き続き会議を続けます。

〈日程19 議案第47号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 次に議案第47号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第47号 工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づく契約を次のとおり締結する。

記

1 目的でございます。置戸中学校耐震補強及び大規模改修建築主体工事。入札の方法でございますが、指名競争入札。金額は4億7,775万円。契約の相手方ですけれども、北進・北成経常建設共同企業体。代表者は置戸町字置戸2番地の3 北進工業株式会社 代表取締役 鈴木栄樹。構成員は北見市北5条東3丁目2番地 北成建設株式会社 代表取締役 久島和俊。

入札の執行状況についてお知らせいたします。入札執行日は平成25年6月10日、入札業者は町内及び町外の建設業者で構成する経常建設共同企業体5社による入札で実施いたしました。入札回数は1回で落札となりました。工期につきましては、契約日の翌日から平成26年10月10日までの2カ年の継続事業でございます。

以上で議案第47号の説明を終わります。

〈日程第20 議案第48号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 次に議案第48号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第48号 工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づく契約を次のとおり締結する。

契約の目的ですけれども、置戸中学校耐震補強及び大規模改修電気設備工事でございます。入札の方法ですけれども、指名競争入札でございます。金額は1億2,862万5,000円となります。契約の相手方ですけれども、小野寺・桑原経常建設共同企業体。代表者は置戸町字置戸2番地 小野寺電気株式会社 代表取締役 小野寺信一。構成員は北見市豊地1番地21 桑原電工株式会社 代表取締役 桑原素行。

入札の執行状況についてお知らせいたします。入札の執行日は平成25年6月10日、入札業者は町内及び町外の建設業者で構成する経常建設共同企業体5社による入札で実施いたしました。入札回数は1回で落札となりました。工期でございますが、契約日の翌日から平成26年10月10日までの2カ年の継続事業でございます。

以上で議案第48号の説明を終わります。

〈日程第21 議案第49号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 次に議案第49号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○中村総務課長 議案第49号 工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づく契約を次のとおり締結する。

契約の目的でございますが、置戸中学校耐震補強及び大規模改修機械設備工事。入札の方法でございますが、指名競争入札。契約の金額は1億4,385万円。契約の相手方は吉崎・天内経常建設共同企業体。代表者は北見市北4条東7丁目1番地 株式会社吉崎工業所 代表取締役 徳本 章。構成員は北見市東相内町10番地7 天内工業株式会社 代表取締役 伊藤久美。

入札の執行状況についてお知らせいたします。入札の執行日は平成25年6月10日、入札業者は町外の建設業者で構成する経常建設共同企業体5社による入札で実施いたしました。入札回数は1回で落札となりました。工期につきましては、契約日の翌日から平成26年10月10日までの2カ年の継続事業となります。

以上で議案第49号の説明を終わります。

○佐藤議長 これでは議案第33号から議案第49号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第22 諮問第 1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦について

○佐藤議長 日程第22 諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 議題となりました諮問第1号は置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本町人権擁護委員候補に、次の者を推薦したく人権擁護委員法第6条第3項の規定により諮問する。候補者であります。住所は常呂郡置戸町……。氏名は磯川直文氏でございます。生年月日は昭和……。生まれで、現在55歳でございます。現在の委員であります磯川直文氏につきましては、本年9月30日をもって任期満了になりますが、後任の候補者として引き続き磯川氏を推薦いたしたくご提案を申しあげます。

なお、磯川氏の略歴について省略。人権擁護委員の関係につきましては、平成16年10月1日から3期9年間にわたって務めていただいております。人権擁護委員として経験豊かな活動実績から、置戸町人権擁護委員候補者として推薦を申しあげますので、ご審議をいただきたいと存じます。以上です。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案によるものを適任者に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 置戸町人権擁護委員候補者の推薦については原案によるものを適任とすることに決定しました。

◎日程第23 報告第4号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第23 報告第4号 例月出納検査の結果報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 監査委員が平成25年2月28日、3月29日及び4月30日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配布の通りの結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済みとします。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 12時11分

平成25年第4回置戸町議会定例会（第2号）

平成25年6月13日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第33号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第34号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第35号 教育長の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第36号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第38号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第39号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第40号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第41号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第42号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第43号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第15 議案第45号 北海道町村議会委員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第16 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 意見書案第4号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める要望意見書
- 日程第20 意見書案第5号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める要望意見書
- 日程第21 意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第22 意見書案第7号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第23 意見書案第8号 北海道教育委員会の新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書
- 日程第24 意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、平成26年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書
- 日程第25 議員の派遣について

平成25年第4回置戸町議会定例会（第2号）

平成25年6月13日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第33号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第34号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第35号 教育長の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第36号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第38号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第39号 平成25年度置戸町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第40号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第41号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第42号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第43号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第15 議案第45号 北海道町村議会委員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第16 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 日程第19 意見書案第4号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める要望意見書
- 日程第20 意見書案第5号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める要望意見書
- 日程第21 意見書案第6号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第22 意見書案第7号 平成25年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第23 意見書案第8号 北海道教育委員会の新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書
- 日程第24 意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、平成26年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書
- 日程第25 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 33 号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 34 号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 35 号 教育長の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 36 号 置戸町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 37 号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 38 号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 39 号 平成 25 年度置戸町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 40 号 平成 25 年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 議案第 41 号 平成 25 年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 12 議案第 42 号 平成 25 年度置戸町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 13 議案第 43 号 平成 25 年度置戸町下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 14 議案第 44 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 15 議案第 45 号 北海道町村議会委員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第 16 議案第 47 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 17 議案第 48 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 18 議案第 49 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 19 意見書案第 4 号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める要望意見書
- 日程第 20 意見書案第 5 号 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める要望意見書
- 日程第 21 意見書案第 6 号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第 22 意見書案第 7 号 平成 25 年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第 23 意見書案第 8 号 北海道教育委員会の新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書
- 日程第 24 意見書案第 9 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、30 人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、平成 26 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書
- 日程第 25 議員の派遣について

○出席議員 (10 名)

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 嘉 藤 均 議員 | 2 番 | 小 林 満 議員 |
| 3 番 | 高 谷 勲 議員 | 4 番 | 岩 藤 孝 一 議員 |
| 5 番 | 細 川 昭 夫 議員 | 6 番 | 石 井 伸 二 議員 |

7番 竹内雅俊議員 8番 阿部光久議員
9番 佐藤勇治議員 10番 佐藤純一議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	中村啓二	総務課参与	村松登喜男
町民生活課長	田中英規	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	小鷹浩昭	地域福祉センター所長	鈴木正美
施設整備課技監	高橋一史	町づくり企画課財政係長	小島敦志
総務課総務係長	坂森誠二		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	菘島賢治
社会教育課長	今西輝代	森林工芸館長	北山雅俊
生涯学習センター長	深川正美		

〈農業委員会部局〉

事務局長 樋口輝夫

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 中村啓二（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	早坂豊	議事係長	佐藤百合子
臨時事務職員	中田美紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、7番 竹内雅俊議員及び8番 阿部光久議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日議会から提出された事件は次の通りです。

・議員の派遣について。

本日議員から提出された事件は次の通りです。

・意見書案第4号から意見書案第9号。

本日の説明議員は前日配布した名簿の通りです。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

9番 佐藤勇治議員。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは通告によりまして、質問させていただきます。簡易水道と営農用水の統合に伴う酪農、畜産経営農家に対する影響とその対応について町長に伺います。冒頭、前置きになりますが、簡易水道統合に伴う営農用水との料金格差問題につきましては、平成23年9月の定例町議会におきまして、小林議員から町長に一般質問を行っております。町長からの回答としては、今後の水道事業、いわゆる今行っている再編統合事業だと思いますけれども、その事業の推進と営農コストの課題をすり合わせを行いながら料金を検討したい。そしてその料金設定にあたっての考え方を当時示されております。したがって、今回はその後2年が経過し、前回の答弁を踏まえ、具体的に踏み込んだ営農料金の設定についての考え方を伺いたいと思います。

本年度から、いよいよ簡易水道の再編工事が始まりました。平成27年度からは安住・中里地区の営農用水との接合、給水も実施可能とも思われます。現在の簡易水道と現場のいわゆる営農用水との利用料金の単価差につきましては6倍にもなっており、この格差をどう考えるか。また、平成26年4月から3%、翌27年度10月からは2%、それぞれ消費税の上乗せが行われようとしております。

単純に増税分を単価に上乘せしますと、現行の営農料金90円が推測でございますけれども95円程度になろうかと思えます。このことによって、ますます価格差が生ずることになります。今後の営農用の料金体系をどのように設定しようとしているのか、まず町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 置戸町簡易水道再編推進事業、いわゆる簡易水道の統合化であります。本年度から用地取得と補償、そして水源になります三の沢からの取水にかかる導水管、これらの敷設工事を含む整備を行います。さらに、勝山、安住、中里地区への送水管、さらに排水管の敷設工事などを実施しまして、平成28年度の完成を目指しております。

そここでご質問の営農用水利用料金と簡易水道料金の格差についてのご質問であります。簡易水道における営農用料金につきましては、平成14年度の秋田地区簡易水道事業の開始を機に、給水条例の料金区分の中に、この営農用を新設いたしました。50立方メートルまで4,000円、超過料金を1立方メートル増すごとに80円といたしました。その後、平成18年4月に、町の各種使用料について一斉見直しを行った際に、この簡易水道の使用料についても15%ほどの引き上げを行いました。現行の料金体系となっているわけであり。具体的にはご承知のように一般家庭専用であります。一般家庭用は10立方メートルまで1,400円を1,600円、また1立方メートル増すごとに140円であった料金を160円に引き上げているわけであり。営農用では基本料50立方メートルまで4,000円、1立方メートル増すごとに80円であった料金を4,500円と90円ということにいたしました。その引き上げ率については12.5%でありまして、他の利用区分と比較して低い引き上げ率になっているということであり。また、一般家庭料金の160円に対しては56%、一般の営業料金190円であり。これと比較しまして47%と、使用量の多さなど、特殊性を加味した中での低額な料金設定となっていることをご理解いただきたいと、このように思います。

また、安住・中里地区の営農用水の現行使用料金との料金格差が6倍というふうなお話がありました。まあ、議員もご承知のように、この営農のための水道施設の料金と、簡易水道等との比較というのはなかなか単純に比較できないというのが前提にあるというふうな思わざるを得ないというふうな思います。先程もこの料金設定の考え方でお示したことも理解していただけるんだろうなというふうな思います。すでに、秋田あるいは境野地区の農業者の皆さんにもご負担いただいているわけであり。秋田地区で言いますと、年間の使用水量の平均は2,000立方メートル、最高で3,000立方メートルの利用になっております。1か月の平均にしますと、最大使用は平成23年の実績として271立方メートルというふうな、1か月の実績であります。こういう実績もあります。1年の平均にしますと、だいたい料金にしますと、月2万4,000円前後かなと、また年間にしますと30万円弱。28万円から30万円くらいの方が最も多い人であるという状況であります。

そこで、酪農あるいは畜産農家における水道料金のありよう、あるいは現行システムの変化などによる経費の上昇への対応については、過去にも議会で答弁をしているわけであり。先程議員からお話がありましたけれども、平成23年9月にも別の議員さんからのご質問で答えをしているわけであり。この農業関係に特に、酪農畜産の関係に対する水道料金の問題ということについては、水道の料金というよりもむしろ農業経営面の課題として検討を加えることが適切と言うか、至当

なんだろうなというようにも思います。今後の基本的な料金改正につきましては、簡易水道事業の経営が給水コストに対して料金収入が2分の1程度なんだと。そして不足する残りの2分の1については一般会計からの繰入金で賄っているという状況だということでもあります。

申しあげるまでもありませんけれども、この公営企業会計の性格から申しあげますと、安全安心はもとよりであります、公平な料金負担をいただくということが原則であります。また、同時に他の自治体と比較してと言うか、状況も検討しながら、この水道料金の体系について健全経営の方針と言いましようか、そうしたことに基づいて改正に向けた準備が必要であろうと、このように思っております。

2年前にも同じような答弁をしていると思いますが、供用開始までもう少し時間がありますので、いろんな角度からこの問題については検討したいと、このように思います。先程も申しあげましたけれども、この営農用水としてのシステムと簡易水道としてのシステムの違いというのが明らかにあるわけでありまして、その時の料金の比較でこれだけの差があるということはなかなか単純に比較は難しいんじゃないかなと思いますし、先程も申しあげましたように、水道料金の問題というよりは、むしろ農業経営の面から検討を加えるという必要があるんじゃないかというふうにも申しあげました。議員もご承知のように、今大きな課題も、そして将来にわたって心配するような問題も少なからず農業関係は抱えるであろうというふうに思っていますので、そうしたことも加味しながら、さらに消費税等の問題についてもでてくるわけでありまして、そうしたことも併せて考えなければならぬであろうと、そんなふうに思っております。

消費税の問題についてはご承知のように、平成26年の4月以降の8%、あるいは27年10月以降の10%にかかる税率の改正による使用料金の引き上げという問題について出て来るわけでありまして。少なくとも、この消費税の問題についてこうした形で正式に決定する段階においては、消費税の関係についてはやはり実施する方向では考えなければならぬであろうというふうに、現段階では思

っております。少しくどいようでありますけれども、酪農あるいは畜産農家に対する水道の給水の問題、料金の問題については、総合的ないろんな角度の中から検討を要するものでであろうと、こういうふうに思っております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 今、町長からの答弁の中で、基本的には企業会計、いわゆる特別会計で収支を償うというか、均衡にするための会計であると、水道会計はですね、簡易水道会計は。当然のことであるし、一方では営農用水という過去の歴史ということをもひも解いていけば、これは農業の振興上、農林水産省が積極的に展開した、そういった事業で、農業経営の安定のためにとということで布設した事業であります。そこところが、若干方向が違うということで、る町長から説明がありました、基本的には営農サイドの部分で若干、2～3質問させていただきたいと思っております。

現状の安住・中里地区の現況と現状の課題を若干明らかにして、今後の検討の考え方と言うか、検証していただきたいと思っておりますけれども、現在の給水戸数については30戸を数えます。農家以外の方でも、いわゆる非農家の方やプレカット工場、火葬場、会館など、それらを除くと農家の利用が13戸となっております。ちなみに酪農、畜産農家の中で1戸当たり年間2,000トンを超える、さ

つき町長の方では立方メートルの単位で言うておりましたが、2,000トンを超える大口利用者は8戸あります。この8戸については、安住・中里の水道組合の使用料の実に85%をこの酪農、畜産農家が占めております。ほかに13戸ありますから、5戸は一般的な畑作農家ということで、当然防除用水等も利用されているのだと思いますけど、いずれも1,000トンを超えているという実態にあります。過去3年間の1戸当たりの平均消費量を資料に基づいて計算してみますと、年間平均で最大の使用農家、その方が3年間平均して6,850トンという、1年あたりですね。そういった実績があります。それから最小の農家、この8戸の酪農、畜産の農家の中でも最低で2,070トンということで、先程秋田で示した最大の2,000トンというんですか、それとほぼ匹敵するということでもあります。また、この中には昨年町から施設譲渡を受けた生シイタケの栽培事業者も含まれております。この業者につきましては、年間平均2,500トンくらいの消費と言うか、シイタケに水を含ませて栽培されているという実績もあります。

今、使用料で申し述べましたが、利用料金の実績で言いますと、この最大で年間6,850トンを使用される農家の年間の利用料は実に10万7,000円ということで、これが料金で換算すると最大であると。最小の農家については3万5,000円、いわゆる2,000トンちょっとの農家ですね。その方が年間で3万5,000円程度となっており、極めて低い料金であり、営農経費の削減に大きく、この営農用水が貢献しているんでないかと思います。

水は家畜の飼育にとっては最も大切なものであります。そもそもこの地区の道営事業で始まりました営農用水事業は、ご存知の通り農業経営の安定化と酪農の近代化、あるいは多頭飼育を目指すための基盤整備の第一歩であったと思います。今日までの置戸の事業施策の中で、必ずと言っていいほど、この地区においても道営事業あるいは団体営事業を問わず、営農用水の確保が最も重要な施策であり大きな命題であったわけです。各地区の営農用水、飲雑用水の整備は置戸の農業の近代化の歩みそのものでもあったわけであります。一方では、先程町長の方からお話もありましたが、現在の厳しい酪農、農業情勢を見たとき、主体的に低料金で利用されている営農用水は、前段述べた通り、農業経営上大きな効果をもたらしている。そしてその目的と使命を十分に果たしていると私は認識しております。

今後とも、先の見えない日本の、あるいは北海道の農業情勢にありまして、営農経費の削減は農業経営者にとって最も重要かつ大きな課題であるとも思います。農家個々の実情、実態を踏まえ、双方が納得いく合理的な営農料金の設定を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。若干、先程の回答から重複することもありますけれども、実態としてはそういう実態にあるということをご理解を願いたいと思います。特に農業サイドでの実態ということで今発表しましたが、町長の考え方がありましたら伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 いろいろな実態の安住・中里地区における状況、詳しくお話していただきました。私も十分そうした点については理解している、また承知しているつもりであります。議員がおっしゃるように、農業情勢なかなか厳しい状況でもありますが、これからはさらに今の状況がもっと厳しくなるんじゃないかという懸念も、多分議員の中にはあるんだろうというふうに思います。そうした中で、生き物にとって命ともいえる水でありますから、その水をよりきれいな、そして安定的に供給を

して、しかも願わくば安く提供してほしいものだというご意見も、お気持ちも十分わかっているつもりであります。議員からもお話がありましたけれども、営農用水を引いた時に、置戸の酪農地帯における近代化、あるいは地域の振興発展のために不可欠なものということで敷設した施設でもあります。しかし、私はこの営農用水というのが大きくそうしたものに貢献をして来たというのは間違いがありません。しかし、そこからもう30年、50年経過したわけですから、経営者のそこから少し脱皮してほしい、乗り越えてほしい。しかも今の水という問題について言えば、非常に厳しい環境下にあるということも理解していただかなければならないだろうというふうに思っております。当然ながら施設を新しくして30年、50年経てば、新しい施設を作ったその後の維持管理、そして改修というものは将来には当然出て来るわけでありまして、そのための料金と言いますか、お金をきちんと準備しておく、そうした心構えも必要であろうというふうに思うわけであります。また、同時に一般の営業用料金、これは現行190円ですが、それと比較して50%にも満たないというような料金設定でありますから、酪農、畜産農家の人たちも、もう少しその現状と言いましようか、全体的な日本の経済、それから自分たちがスタートさせた、あるいは町からのいろんな支援を受けてスタートさせた営農用の水道施設から、少し考え方として脱皮をしなければならない、今そういう時代にもなっているというご理解も必要なんだろうというふうに思います。

先程、最後に申しあげましたように、酪農情勢なかなか厳しいわけであります。そうした中で、こうした経営の中でも根幹をなすものでもありますので、十分な意見交換をしながら料金を設定していきたいなど、このように思います。先程申しあげましたように、酪農家あるいは畜産農家あるいは農業者総体以外の人たちの、やはり理解ということが、私は同時に求められることでもあろうというふうに思っております。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 最後になりますけれども、基本的には地区としてはこの簡水との統合については一応合意と言いますか、了とするということで地区の中では基本的にそういう合意形成はなされております。ただ、先程も数字で示した通り、酪農、畜産農家8戸、きのこの栽培業者も入れて8戸なんですけれども、それらを含めると全体の85%。トン数でいくとその年によってばらつきはあるんですけれども、だいたい3万トン程度ですね、年間利用されているということで、さらにそれに畑作を入れると90%以上がこの水を利用しているということで、実態としてはそういうことですが、基本的には水の問題ですので、今後いろんな心配が予想されるわけですが、そんな中で、地区としては先程言った通り合意形成がなされているわけですが、各論と言いますか、個々にはもろもろの経営実態があるということで、今回この問題を提起させていただきました。別の角度で、いわゆる簡水の企業会計とは別の形の中でいろんな施策があれば、ぜひ知恵を出していただきたいと思えます。

最後になりますけれども、今地区での8戸の人たちの動きがどうなっているかということ若干提起して、理解していただきたいと思えます。当然ながら、地域ではこの営農用の料金の設定、そして今後の動向について、その対応をいかにすべきか非常に苦慮しているというのが実情であります。果たして現行の営農料金体系の中で大量の水の消費が求められる、こういった家畜、牛などに供給すべきかどうか。ある農家は裏山から湧水を引っ張って牛に飲ませるか、あるいは農家ですので、昔掘った

井戸がありますので、その井戸をまた掘り返してポンプでポンプアップして給水するか、こんなようないろいろと思案に暮れているのが実態であります。

いずれにしても、湧水や井戸を掘って水を確保したとしても、1年中を通して大量の水を確保できるかどうか、あるいは今亜硝酸窒素の問題とかいろいろ言われていますけれども水質はどうか。ポンプを設置してもそこまでの電源が確保できるかどうか。いわゆるポンプを稼働させる電気をそこまで引っ張れるかどうかという、そういったさまざまな難題が想定され、現場での方向性が今のところ、その人たちの農家の人たちの方向性が定まっていないのが実態ではないのかと思います。いずれにしろ、各農家個々が自分の経営ですので、どうやって工夫すれば自分の経営を安定的に、経費削減できるのかということで思案しているのが実態だと思います。このことにつきましては、今安住・中里の問題として資料に基づいて提起いたしましたけれども、今後ともそのあとになりますけれども、予定されております北光や愛の沢地区においても同じような心配というか、そういったものが考えられると思います。

いずれにしても、ある程度早急に町の方針と言いますか、そういったものを示していただいて、営農用水としての役割や使命を、統合されたとしても、その歴史というものはございますので、ぜひ今言ったことを参考に、今後の営農に配慮した料金の設定を望みまして、私の質問をこれで終えさせていただきます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 なければと言われたんだけど、これだけは伝えておかなければならないと思いますので、先程も最初に申しあげましたけれども、平成14年度の秋田地区の簡易水道、この事業開始をした折に、営農用という料金区分を設定しました。これがやはり基本になります。ですから、今の段階で申し上げるとすれば、これより高くなっても安くなるということはないということです。ですから営農料金を設定しているという、設定したときのもちろん経緯もありますので、安住、中里地区の人たち、あるいは現在簡易水道の営農用料金で納めていない地域の人たちにも、理解をしてもらわなければならないだろうというふうに思います。最終的には1トン当たりなんぼになるというところが、どの辺で落ち着かせるか、設定するかということが農業者の皆さんにとりまして重要なことなんだろうと思いますが、先程も申しあげましたけれども、やはり半分しか、全体的なことですけれども、半分しかいただいていないというこの現実、将来にわたってやっぱりこういう状況は解消していくようなことをしていけないといけないだろうというふうに思っていますので、そのこともきちっと理解していただいて料金を設定していきたいなど、そのように思っております。農業が置戸にとって重要な基幹産業の一つでもありますから、その振興発展のために、こうした問題についても考えていかなければならないというのは、ある種当然のことでもありますから、議員のおっしゃられたことも十分取捨選択しながら検討していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 5番 細川昭夫議員。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 通告に従い、町長に質問をいたします。ゆうゆの存廃に係る検討委員会の設置についてですが、勝山温泉施設ゆうゆは指定管理制度により経営してから2社目となっております。町からは入湯税相当の助成のほか、本年度から赤字補てんの予算も計上していますが、これはあくまでも緊急的な措置であり、経営の厳しさは逃れられません。近い将来大規模改修などの費

用も考慮に入れて、各課横断的な検討委員会を設置し、存続・中断・廃止、あるいは売却と、あらゆる角度から早急に検討する必要があると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ゆうゆの存廃に係る検討委員会の設置についてということですが、置戸町交流促進センター、愛称としての勝山温泉ゆうゆの管理運営業務についてであります。現在の指定管理者と平成19年の12月16日から平成28年3月31日の間における指定管理業務に関する協定を締結いたしまして、現在に至っております。ご承知のように、この協定の変更については3年ごとに行うということにしておりまして、その2回目が本年4月でありました。指定管理者の有限会社カネヨ西島食品とは本年1月から協議を重ねてまいりました。協定書の一部見直しを行って、本年4月1日付で変更協定書を締結したところであります。主な変更の点であります。現行の入湯税相当額に加えまして、衛生的で安全な施設管理に必要な法定点検費用、それと農村公園トイレ等の管理経費として400万円増額し、入湯税相当分と合わせまして790万円の委託料を予算化したのはご承知の通りであります。

ご承知のように勝山温泉ゆうゆは、平成6年12月にオープンしてから19年目を迎えているわけです。この間レストランあるいは浴室の洗い場、そして外壁塗装等の部分改修を行いながら現在に至っているわけです。19年の歳月と本町周辺の類似温泉施設の現状を見ても、全体的な大規模改修が必要な時期に来ているというふうに考えております。しかし、改修には当然のことながら、その将来のあるべき姿、あるいは戦略というものを描きながら計画案を練り上げていかなければならないのは当然のことです。

そこで、庁舎内における横断的な検討委員会の設置についてということですが、具体的な検討方法についてはまだ決めておりません。担当の産業振興課を中心に他の部局も含めて検討を進める予定ですが、このほかにも商工会等の団体とも、その考え方やご意見なども伺いたいというふうに考えております。当然ながら指定管理者とも十分協議をしなければなりません。町議会の皆さん方にもいろいろご意見をお聞かせ願いたいと、このように思っております。

いずれにしても、本年度1年をかけて検討するというふうに申し上げておりますので、早急に検討を進めたいというふうに考えております。先程申しあげましたように、改修にあたっては当然ながら将来のあるべき姿、また同時に戦略というものを十分練りながら計画を考えていかなければならないというふうに思っております。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 この問題は議会としても常任委員会で担当課と話し合いを進める計画を立てておりますが、1年あつという間に過ぎ去ってしまいますから、今年の補助金をプラスするのが年度末ぎりぎりの提案だったので、これでぐずっている間に一時中断などと言って、休ませてしまつては、その再開にはその何倍ものまた費用がかかるということで、先程も言いましたけれども、あくまでも暫定的な、我々としてみれば緊急的なことで予算は承認した次第であります。これは進むも、退くも、また止まるも最終的には町長の政治判断だとは思ふんですよ。ブドウ園みたいに、私も当初の頃は赤字を出してまでやるべきものかということで、ずいぶん反対はしていたんですが、やはり私も議会に立って経験していて、やはり置戸町のイメージアップにつながると。3

00万円、400万円の程度ならそれぐらいの費用としては普通なのかなと、そういう思いに変わって来た事実もありますし、ゆうゆうとしてもやはり置戸の顔としてイメージアップにつながっているわけでありますから、

単に費用対効果だけで割り切れないものがありますから、それが400万円、500万円程度ですと継続していっていけばそれでいいのかどうか。

先程町長も言いましたように、19年経って経年劣化がおそらくかなり進んでいると思いますし、特に水回り、風呂ですからね、目に見えないかなりの改修で費用がかかるとすれば、ここは町民感情として許されるかどうか。そこも十分に検討しなければならない。私は各課横断的なのということは、一担当課だけではあまりにも荷が重過ぎるのかなあと。もう一つは各課横断することによって、職員全員で置戸町のイメージアップにつなげる方策として知恵を絞ってほしいなど。どちらかというところ、お役所仕事なのか。今はあまり使われなくなりましたけれども、担当課以外のことには口を出さずなど、そういう雰囲気の中で、やはりこれは担当課だけに任せておけないと。皆さんで置戸町のまちづくりを考えてほしいなど、そういうことで各課横断で検討委員会をつくってほしいと、そういうことで提案をしたわけであります。

今町長からは、それ以外にも商工会を含めた有知識者たちの意見も聞きたいということで、非常に結構なことだと思います。とりあえず、今年度の改定にあたって予算を計上した条件として、自分たちの経営を見直してほしいということも条件につけてあります。人員配置が適切なのかと、あるいはお客さんへのおもてなしの心、これは言葉遣いや立ち居振る舞い、それ以外にも、私たちがよくよその施設など泊まったりする時に、かなり古い建物でも見事に磨き上げて立派だなというのはずいぶん行き当たる場面があります。そんなことも含めて、19年経った建物でも誠意こめて磨きあげておけば、行ったお客さんも気持ちが違うのかなと。これがおざなりになって、見えないところはなかなか手が届かない。俗に言う四角い部屋を丸く掃くと。経営もだんだん落ち込んで来ると、私も商売をやってましてそんな経験もありますので、そのことは十分今継続していくなかでは委託業者にも十分話し合う必要があるかなと思っております。いずれにしても大規模改修が目に見えているわけでありますから、町の顔としてと、その費用対効果、十分議論して早急に委員会をつくって検討に取りかかっていたいただければと思います。私の質問は以上で終わります。

○佐藤議長 1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告ににしがいまして町長に質問をいたします。

町道等の維持管理についてということで、近年と言いますか、毎年のように異常気象が発生し、あちらこちらで集中豪雨や大雪、降雹などに見舞われる被害が多くなっております。最近では、昨年の7月25日に北光、豊住地区を中心として、時間50ミリ以上の集中豪雨により畑の冠水や一部倉庫の浸水、町道の通行止めがありました。また、今年4月7日の大雨では、雪解け水と重なって、町内いたるところで町道が大きく損傷し、通行できない場所も数カ所ありました。その後の修繕にも多くの時間と費用がかかったことと思います。一部には林業者のモラルの悪さから、側溝が詰まり、排水がうまくいかずに道路を大きくいためた場所もあったと聞いております。モラルの悪さばかりではなくて、偶然災害もあると思いますが、業者への指導や監督は適切に行われているのか。また、今年4月から町道などの維持管理業務が置戸事業協同組合に委託されました。まだ全て

ではなくて、随時委託をしていくということではありますが、今までは町道を隅々まで知り尽くした職員が手際よく作業を進めて来た経過があります。この先を考えますと少し不安と言うか、心配な部分もありますが、担当課と組合の連絡、連携をどのように行っていくのか。今後どこまで委託を予定しているのかも併せてお伺いをいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 町道の維持管理についてということでご質問であります。議員からもご紹介がありましたけれども、近年の気象状況は本当に異常と言われるように、局地的にしかも短時間に想定を超える豪雨あるいは大雪などが見られるわけであります。その被害ということでは、町道関係で本年4月7日から8日にかけての暴風雨、これによって町道で14カ所の被害を確認しております。路面砂利の流出あるいは路面や道路側溝への土砂の流入、さらに道路の陥没など、復旧まで数日間を有することから、緊急に通行止めをしたというような路線もございました。また、林業事業者の作業による町道被害につきましては、この因果関係の判断が非常に難しいという事例もあるわけですが、町外の事業者において、この中には明らかに取り付け道路部分の排水管の損傷、あるいは側溝の埋め立てなどがそのまま放置されたことによって、その後の降雨によって道路への被害が発生をしたというような事例もございます。森林組合等を通して森林作業の情報提供あるいは関係事業者への啓蒙というか、そうしたことも行っておりますし、またこちらからお願いしていることもいろいろあるわけですが、放置されているのは関係以外の業者と言いましようか、そういう確認も私どもとしてはしているところでもあります。基本的には森林所有者あるいは山林事業者のみなさんの理解と協力が必要であります。今後においても伐採届の提出時などの機会をとらえて啓発あるいは協力依頼をより強めていきたいと、そのように思っております。また、町道等の被害については、山林関係ばかりではありません。圃場の表土、畑の表土であります。畑の表土でありますけれども、この表土あるいは表面水の流入によるものも率直に言って多数あります。道路管理者として当然ながらの道路管理の責任というものはあるわけですが、こうした状況を町民のみなさんにもご理解をいただいて、それぞれの立場でご協力もいただかなければならないというものでもあるというふうに思っております。

もう一つ議員からご質問がありました、本年4月から道路維持管理業務の一部を置戸事業協同組合に委託した件についてであります。これまで直営で実施している道路維持管理業務のうち、道路巡回あるいは維持補修作業の設計、あるいは工程管理、パワーショベル、ダンプトラック、グレーダーなどの建設機械の一部運行業務を、この事業協同組合に委託をして、町の土木作業員と連携し、これまで同様道路状況の把握と管理などを、現場対応ということで行っているわけがあります。同時にこの業務の基本となります、置戸町道路パトロール業務実施要領というものを策定しております。この要領にはパトロールの種類、さらに点検事項、それらによって得られた情報に基づく措置、あるいは記録、報告などについても、この要領の中に規定をしているわけがあります。また、それ以外の情報により行う道路の維持業務、あるいは公共施設の維持管理補助業務については、作業依頼を様式化しまして、依頼者と業務実施決定というものを明確にして、情報共有と業務の管理を行っているわけがあります。さらに、仕事のはじめ、終わり、いわゆる始業時、終業時には施設整備課の事務所にて業務執行の打ち合わせ等も行いまして、町民のみなさんから寄せられる緊急

の情報にも速やかに対応できる工夫をしているわけであり、スタートから2カ月が経過したわけであり、業務移行期の本年度は、人件費相当の経費により委託をしているわけであり、先程申しあげました実施要領、ルール化であります、この実施要領をもとに、通常時あるいは緊急時の対応はこれまで以上に迅速な対応に努めていくように協力態勢をとっておりますのをご承知おきいただきたいなど、そのように思っております。

また、現在の職員の後継者となる、建設機械を操作する人材の確保というものも、事業協同組合としても大きな課題だというふうに思います。同時に組合に参加する企業のみなさんの技術力、あるいは機動力などによって、より一層高度な道路管理ということが可能になるように、事業協同組合に期待をしているところでもあります。いずれにいたしましても、事業協同組合を立ち上げるにあたって、目指すものは何なのかということについていろいろと協議もしながら立ち上げたものであります。いわゆる単に民間の活力と言いましょか、民間の力を借りるというだけでなく、本当の意味での民間に力をつけてもらう、その中で仕事の範囲が広がる、そうしたことがないと将来に渡って今のこうした問題に関係する事業者にとって、より厳しいものを課題として将来抱えてしまうという、そういうふうにならないための、ある種第1歩でもありますので、そうした事業者の人たちに対するいろんな指導と言ったらちょっとおこがましいですけども、行政側の思いというものよりきちんとした形で伝わるように、できるだけの協力もしなければなりませんし、指導する部分については指導していかなければならない、そんなふうになっているわけであり、

しかし、議員からお話がありましたように、やはり町民にとって、今までは自分たちが気が付かないところでも町の職員は気がついて除雪をしてくれる、あるいは大雨の時の対応としてやってくれるというのがあったと思います。それは町の道路事情等について十分承知しているから対応できたんだらうと思います。ですから、そうしたことを次のステップとして、関係する事業協同組合の構成員の人たちも、その趣旨と言いましょか、そのことをきちっと受け止めていただいて、この組合が一步、二歩高度化していくように、前に進んでいくように組合としてやっていただきたいものだなという期待感をもってスタートしているわけでありまして、そのための指導も含めてであります、協力は惜しまないでやっていきたいなど、そのように思います。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町長から今いろいろと説明と言いますか、答弁をいただきました。前段で林業者の関係では、林業者だけでなく農家の圃場からもずいぶん水が出ているよということでありましたけれども、私も農業をやっていて、そういうことを常日頃実感しております。大雨の際には本当に圃場からたくさんの雨水と言いますか、泥水が流れて町道を傷める部分もずいぶん見受けられますし、その辺は農家としてもちゃんとした対応をしていかなければならないのかという自覚を持たなければいけないというふうに考えております。

その一方ですけれども、農家関係者で資源保全協議会という協議会を立ち上げております。この中では、町からも一部お金をいただいておりますけれども、町道の側溝の土砂上げ、あるいは河川の土砂を上げるというような作業も併せてやっておりますけれども、その辺でどうも役場の課と連携が取れていないのかなという部分がずいぶん見受けられます。本当に町道に隣接する農地の部分での維持管理を農家側と言いますか、そういう協議会の方でもやっておりますけれども、その辺に

ついてもうちよっと自分なりに連携を取りながらやっていただければありがたいのかなと思いますし、もっと効率の良い維持管理の仕方が出て来るのかなということを常日頃感じておりますけれども、その辺で町長の意見と言いますか、考えがありましたらお答えをいただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程もちよっと申しあげましたけれども、この事業協同組合、今年実質的には1年ぐらいの動きだというふうに思っていると思うんですが、率直に申し上げて、構成員の人たちも、本業と言ったらあれなんですけれども、自動車の整備だとか建設業だとか運輸業だとか、いろんな業種の人たちが構成している組合であります。ですから先程申しあげましたように、この組合が、例えばですけれども、例えばコントラクターのような、そういうような仕事も請け負ってやるとふうになってくると、農業者の人たちの考えだとか思っていることについて、あるいはこうしてほしいということについて、かなり理解もできるんだと思うんですね。率直に言って、まだそこまではいってないだろうなど。どちらかというと建設サイドの考え方に重きがあるんじゃないかというような、そんな感じはいたします。しかし、これも少しずつ経験と言いましょか、そんなことを積み重ねることによって変わっていくだろうなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、お互いが課題について共有をすることが重要なことだろうと思います。ですから、率直に意見交換というか、やり取り出来る関係をつくっていかなければならないというふうに思います。組合側と行政側との間では、そういうものはあるにしても、直接的にサービスを受ける人たち、この人たちとの関係についてどうなのかというのはあると思います。直営でやっていた時代とは明らかにそれは違うと思います。町はやはり行政サービスを第一に考えてやってきましたから、ですから、そのサービスを受ける側の人たちにとってはとてもいろんなことを聞いてくれたという思いはあると思います。しかし、協同組合の人たちはやはり一定程度の採算と言いましょか、そういうところが成り立たないと受けるわけにはいかないというか、仕事を進めるわけには当然ながらいかないわけでありまして、そうしたことについてもやはり一定程度の理解はしなければならない、そうしたものでもあるということだと思っております。しかし、いずれにいたしましても、それぞれの地域が抱えている、そこの地域の問題というものについて、業者の人たち、協同組合の人たちもそのことをきちっと認識できるような、そうしたことについてはこれからも指導していかなければならないと、このように思っています。

○佐藤議長 1番。

○嘉藤議員〔一般質問席〕 民間委託ということでは私も大賛成でありますし、先行しますけども、除雪の関係が3年前から民間に委託をされたということで、大変スタート時には心配もされましたし苦情も多かったのかなというふうに感じておりますけれども、最近ではと言いますか、今年のような大雪の時にでも町民から、いや一置戸の除雪良くなったなと高い評価を受けているのかなという気がします。将来にわたって民間委託をし、いろんな意味で民間の方にも力をつけていただいて、スムーズに進行していけるようなこと、もう一つは各課と言いますか、担当課同士でのやりとりを十分にさせていただいて、計画的な道路の維持管理がされていければ私もありがたいと思っておりますし、町民もそれを望んでいると思います。そういうことで私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 しばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩 10時36分

再開 10時55分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番 岩藤孝一議員。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいまして町長に2点質問をしたいと思います。

オケクラフトの関係は今までも何度も町長に質問をしてきて、今更ながらという気もしますけれども、また昨年12月議会において教育長にも同様の質問をしております。教育長の答弁の中には、30周年記念事業に向けてということで教育長の思いですとか、実行委員会の中身のそれぞれについての重要な部分、あるいは四つの部会に分けてやっている特別部会の重要性だとか、そういったものを教育長の方から答弁をいただいたというふうに僕は認識しております。そのことについて、また町長の立場としてどのように考えるかを伺う次第でございます。

オケクラフト30周年事業の位置付けと今後についてということで、30周年記念事業として500万円の予算で四つの部会に分かれ、それぞれ事業計画を立て、11月24日をメインの日として、1年間の周年記念事業として実行委員会で進めているところでございます。そこで町長のオケクラフト30周年に向けた思い、心意気、そして将来展望を伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 オケクラフト30周年事業の位置付けと今後についてということでありますが、昨年開催いたしました、どま秋岡芳夫北海道置戸展に引き続いての本年実行委員会を中心に各種事業を計画しているわけでありまして、議員も実行委員のひとりでありまして、十分ご承知だというふうに思いますし、実行委員会が生活文化あるいは工芸文化、広報記録、将来構想の四つの部会をつくって、それぞれの部会が実行委員会で決定した事業計画の詳細内容というものを検討して推進していくと、そうした形で進められるというふうに聞いているわけでありまして。

この事業の内容につきましていろいろあるわけでありまして、おそらくと言いましょか、スケジュール的には近々公表されていくんだろうというふうに思いますが、その中で1～2点申しあげたいと思いますけれども、多分メインのひとつとなる事業として、置戸の暮らしと文化を楽しむ記念サロンと、この開催を11月24日女優あるいはライフコーディネーターとして幅広くご活躍されております浜美枝さん、この方をお呼びしての記念講演を計画しているように聞いております。

またもうひとつを紹介するならば、今後町内で誕生したお子さんを対象にオケクラフトの食器をプレゼントしようじゃないかというような計画もあるように聞いております。このほかに30周年を契機としての事業計画がいろいろあるように思いますが、町民の皆さんとやはり30周年という、この節目を一緒にお祝いするとともに、この30周年の記念事業を通してものづくりのさらなる振興発展、そうしたことを目指して流通販売あるいは作り手の養成、さらになかなか難しい状況にもなっている素材調達などの、こうした課題に対処する方策というものを、この30周年をひとつの機会としてと言いましょか、契機としてとらえていかなければならない、そうしたことを検討していかなければ

ればならないものとしても考えていくべきであろうと、こういうふうに思っております。

そこで、オケクラフト30周年記念事業に対する私の思いだとか、心意気、将来展望というご質問であります。30周年というのは率直に申し上げて、これまで支えていただいた多くの町民の人たち、それから地域の皆さん方にまず感謝をしなければならないというふうに思っております。同時にこれまでの歩みというものを振り返り、検証して、将来の方向というものを見据える、そうした大きな節目にしなければならないというふうに思っております。オケクラフト誕生の当時と比べて、流通販売の環境あるいは素材の環境というものも大きく変化しております。今後はその変化する速度というのがさらにもっと早くなるだろうというふうに予想をしているわけでありまして。そうした状況の中でも、このオケクラフトという地域ブランドというものをしっかり発信をしていくには、やはり作り手の皆さんはじめ地域住民の皆さんの力添えだとか後押しだとか、そういうことというのは欠かすことのできない重要なことだろうというふうに考えております。さらにと言いますか、幸いにも旧境野小学校あるいは旧秋田小学校において、オケクラフトとは異なる工芸あるいはテーブルウェア以外の木工をされる方、そうした人たちがこの学校の教室を工房として構えてものづくりに励んでおります。また、秋岡コレクションと連動させたワークショップ等でも、たくさんの方が手仕事の楽しみというものを体験しております。今後とも時代やあるいは使い手のニーズを的確にとらえながら、生産と文化というものを連動させた、そうしたものづくりを推進していきたいというふうに考えております。そのことが結果としてオケクラフトが確固たる地域のブランドとして確立されていくんであると、このように思います。

30周年でありますから、本当はもっと華々しくと言いますか、そういうようなものにしたいという思いもないわけではありません。しかし、そういう独立工房が20ありまして、そうした作り手の人たちがそういう思いを共有できるかどうかというのは、現段階においてどうでしょうか、先程もちよっと申しあげましたけれども、いろんなものが非常に速い速度で変化をしてきている、そうした中でこの地域ブランドをアピールしていくというのは、相当な努力と汗を流して行かなければならないものだというふうに思います。しかし、ここでも何回かお話してきておりますけれども、置戸の人たちよりも、むしろ外にいる人たちが、このオケクラフトというものについての価値あるいは情報、そうしたものを相当知っているというふうに思ってもいいと思います。それだけに、私はこれからの30年を、さらに50年、100年に向けて、置戸としてのブランドをより間違いのないと言いますか、大きな価値としてつくり上げていく、確立していくという、その要素は十分持っていると思えますし、そのための努力をみんなで力を合わせてやっていきたいものだなと、そのように思っております。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、町長の方から答弁をいただきました。30周年記念事業なので、本来であればもっと華々しくなっていく言葉もありましたけれども、実行委員会の中では華々しく、仮に式典をやるとか、そういうことではなくて、もっと町民の皆さんにこの30周年を感謝するべく、町内向けにと言いますか、工芸館にもっと足を運んでもらえるような、そういうようなきっかけになる記念の年にするというのが第一義的なというふうにみんなで話して、そうやって進めてきているというふうに考えております。

町長の方から地域ブランドという言葉も出てきました。12月議会で教育長の答弁の中にもありましたけれども、この30周年を機にしてということで、本当に今になって考えると30年と一言で言うてしまうんですが、当時始めた頃にはこんなような形になるとは誰も想像できずに、当時のメンバーたちは始めたのかなというふうにも思います。その当時は置戸の中でもそういった環境がいい状況でありまして、クラフトというものが、木のものを作るということ言えば作りやすかったのかなというような状況だったと思います。ただ、今こんな状況になってくると、いろいろな課題というものが見えてきています。

それは、教育長の答弁の中でもありましたように、人材の育成の問題、それから素材の調達の問題、生産、流通販売、そういったものを含めましてのトータル的な将来構想、そういったものがこの30年の中でどんどん移り変わってきて、変遷してきて、これからどうしたらいいかというところを、そういった部分が少しばかり見えなくなっているのかなと。それはここ10年ぐらいの間での懸案事項と言いますか、問題点なのかなというふうにも思います。そういったことを含めまして、この記念の事業、四つの部会うちのひとつ、特別事業部会というのが将来構想を含めた現状での問題、そういったものを洗い出して、将来に向けた方向性を導き出していくという部会になっております。そういった意味で、その部会がこの記念事業の中の部会のひとつとしては、いちばん重要なのかなというふうにも思いますけれども、その部会の、例えば将来展望を考えていきますけれども、最終的には絵に描いた餅になっては困ってしまうというふうに思いますので、その中でじっくり練っているような計画、将来構想をつくりましても、実現できるのかというようなことをちょっと不安に思うわけです。そういうところを考えまして、町長はこの30周年の記念事業の中で、ある程度の方向性を町民の皆さんも含めて、実行委員会の皆さんも含めて、多分この年に計画を練っていかないと新しいことは早々出てこないのかなと思います。そういった意味を含めまして、この特別事業部会で出て来た内容、あるいはそういったものをどこまで実現する気力と言いますか、気持ちがあるか、その地域ブランドというものを確立するためにも必要な事項がもし出て来た時には、町長が先頭に立ってそれを実現させるべく、財政的な問題もあるかも知れませんが、支援の仕方と言いますか、行政として関わってくれるかどうか、そのあたりのことをちょっとお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 華々しくというのは、花火を上げるようなですね、そういう意味で申し上げたわけではないんです。もっと外に向かって、あるいは内に向かって、メッセージとして、情報として、もっと積極的なそういうことが必要であろうと。それは作り手の人たちに期待をしたいところです。

それと、私はなんだかんだ言っても、置戸の町にやっぱり外から人が来てほしいという思いです。来てもらうためには、やっぱり森林工芸館に並べられる作品というか、商品が新鮮で、そしてやっぱり目が次から次へと移っていくような、そういうものにしなければならないと思います。今それは不足していると思います。確かに行政も作り手の人たちが作ったものについて、積極的に外に出かけて行ってセールスをし、販売をしてください、その努力もしてくださいということも申し上げてきましたし、そういう努力もしてくれたと思います。そういう動きはいろんな方々がやってらっしゃることも知ってます。しかし、今いちばん重要なのは置戸の森林工芸館の中での商品が、私は率直に言って不足していると思います。作り手の人たちも外に出て、いろんな形でセールスまた販売に努力をして

いるのも事実としてありますけれども、私はそれもこれも、オケクラフトという名前があり、森林工芸館が置戸の中にあるからだというふうに思います。ですから、外での動きが重要であることは間違いありませんけれども、この森林工芸館のこのエリアの部分について、特に森林工芸館の中の部分について、作り手の人たちもぜひもう一度見つめ直していただきたいし、もう一度自分たちがつくっているものをそこで積極的に売り込んでいくんだという、いわゆる原点の部分、その部分を今一度、この30周年の中でも議論し、検討していただければなというふうに思います。そのことが、先程申し上げた町民に対する感謝であり、そしてこれからの下支えと言いましょうか、町民の人たちからの支えだとか応援につながっていくんだらうというふうに、私は思っております。

そうした意味で、町民の人たちも積極的にオケクラフトに対する支援というものについて後押ししていただけるようなことにつながっていくんだらうというふうに思います。私はそのために、あの森林工芸館を中心にした、あのエリアについて、いろんな過去にも別な活用のご意見もありましたけれども、守ったと言いましょか、残したのはそうした大きな思いというものを持っているからであります。ですから、今の森林工芸館の、決してハードのことだけを中心にして考えているわけではありませんけれども、外からこの置戸の町に、特に森林工芸館を中心にして来ていただけるお客さんを少しでも足を向けさせるためには、やはり工芸館を中心としたあのエリアの整備、あるいは施設のリニューアルという問題については必要なことだらうというふうに思っていますし、そのための行政としての積極的な対応と言いましょか、考え方はこれからも進めていきたいと、このように思っています。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長が言われる通り、今週火曜日からなんですけど、ちょうど札幌でオケクラフト札幌展というのを、作り手の7名が参加してギャラリーで開催しております。それは20周年記念の時に第1回目として、みんなで札幌に出かけて行って、置戸のクラフトを道内にまず広めようじゃないか、そういう思いから始めたものが今年10回目を迎えるということです。そういうことですか、あと個人的にデパートに出かけたりだとか、いろいろな流通販売経路もそれぞれに確立したという結果からか、工芸館にものが少ないという、そういう反省点も町長が言われる通りだというふうに思います。これはなんて言うんでしょうね、よそと言ったら失礼なのかも知れませんが、町外から研修生として置戸町に入ってきてクラフトをつくっている人間は、やはり町に対する愛着と言いますか、町民に対する感謝の気持ちと言いますか、それはやっぱり地元出身の我々からすると、やっぱり多少なりとも違う面があると。それは致し方のないことなのかなとも思いますし、ただ残念でもあるという、それは本当に残念なことなんですけど、それは行政の役割というよりも作り手の役割としてみんなで話し合いながら、この記念事業の中で認識と言いますか、意識を変えていくべきだらうなというふうには思います。それは言われる通り、まったくその通りだというふうに思います。

そういったものを森林工芸館を中心にということを町長は言われました。自分自身でもそう思いますので、森林工芸館がなくなったらオケクラフトはなくなるぞというふうにも思います。30年経って、当時の機械がそのままあったりもします。町長が言われる通り、あの周辺を仮称ですけども、クラフトパーク構想などと言って絵に書いてはパースの図面にもそのまま載せているという状況もあります。そういったことも含めましてですね、作り手は作り手として自分たちのことを、あるいは

やるべきことを、責任というものもあると思います。

ただ、オケクラフトに関して言えば、ある部分では行政主導でやってきたという部分もあると思います。作り手が手を出せない部分、例えば秋岡資料館の問題ですとか、クラフトパークの問題ですとか、そういった部分というのはもしかすると、本当に10周年、20周年の時からずっと言われてきました。いつやるのか、いつ手をつけるのか。それは町民の皆さんのコンセンサスが取れてからということで延び延びというか、手をつけられずにいたということなんでしょうけれども、この30周年という節目の年に、ある一定の方向を決めなければ、もうこれは無理じゃないかなというふうに思うんです。実行委員の皆さんがどのように考えるか、まだわかりませんが、それぐらいな意気込みでこの記念事業、特別事業部会というのをやっていかないと40周年あるいは50周年というようなそんな長いスパンで考えることではもうないような気がするんですよ。そういった意味を含めまして町長、例えば30周年記念事業で1年間かけて将来展望を練る、それは教育長の答弁にありましたように、流通販売ですとか、ものをつくるための素材の調達ですとか、あとは人材の育成ですとか、いろんな部分も見直し、あるいは新しく考えなければいけないもの、トータルでいろんなものが出て来るんだと思うんです。それはやっぱり、30周年記念事業の中で練りますので、作り込むと言うか、やらなければならないというふうに思っていますので、例えばそれを役場のホームページで100周年記念の企画委員会の中で企画委員さんを募集していますが、ある年限と言いますか、目標年次を決めて、100周年の記念の年なら100周年でもいいですけども、そういう時に、もうクラフトをきちんとやるぞというような、そういう決意、将来見据えて物事を決めていかないと、このままずるずるずるずると延びて行ってしまうのかなというような気がしています。そのあたり、町長はどのようにお考えでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 私も上京することがいろいろあるもんですから、その時に銀座の松屋に寄ったり、いろんなところに寄ったりするんです。札幌の話もありましたけれどもね、札幌の人たちの意見なんかというか、そういう場面に出くわしているかどうかということも含めて、いろいろ話を聞いたりするんですよ。銀座の松屋なんかでもそうですけれども、決して議員も知っての通りだと思いますが、決して売ってる面積なんていうのは小さなものだと思います。

千歳の空港もそうです。売り場の面積的には非常に小さいものがありますけれども、銀座の松屋はなかなかオケクラフトが輝いているんでないですか。私はそう思いますね。あそこで売っている人たちが、作務衣の服装というか、それで商品の説明だとかにいろいろ来てくれるんですけどね、実に輝いている場所だと思います。千歳なんか、他の十勝の方の木工製品も横の方に並んでるんですが、ちょっと私の欲目もあるのかも知れないんですけども、オケクラフトの方がやはりだいぶ、ここで言っているいかどうか分からないけれども、だいぶいいなというふうに私は見るわけで、相当数の人たちがそういう認識があるということなんですね。ですから、そういう意味では工芸館なるものの部分についてずるずる来ているなんていう考えはないんですよ。もうそろそろ手掛けなきゃならないという、先程中身のことをちょっと言いましたが、外の部分も含めてそろそろやっぱり手をかけなきゃならないと思うんですよ。今の時代に、あるいはこれからの時代に対応できるような、やっぱりそういう施設に衣替えしなければいけないだろうというふうに思うんですね。それには、先程申し上げた

ことが絶対条件として必要だということです。そのことを作り手の人たちがやっぱり共有してもらわなければならないということなんです。もう、議員もご承知のようにと申しませうか、先程そうだとお話もいただきましたけれどもね、やっぱりそこだと思うんですよ。そこからスタートしないと、本物の建物というか、施設をつくることができないと、私は思うんですよ。それはあそこの工芸館のどこにそれをつくるのかというものも大きな課題だと思うんです。必ずしも今の場所にこだわる必要はないと思うんですよ。もう少し上の方に、どま工房があるような、あっちの方に持っていてもいいじゃないかということもあると思うんです。それと入り口をどこに設けていくのか。今は向こう側からの入り口になってますが、これからの鉄道跡地を利用した道路の改修計画も含めて、その入り口をどちらの方にどう向けていくのか、それから森林工芸館と地続きになっている農産加工施設として作ったこれらについてどうしていくのか。そのへんのことも併せて検討する必要があるだろうというふうに思います。

今、議員からもお話がありましたけれども、平成27年度は開町100周年にもあたるわけでありまして、それまでは少なくとも明確な青写真と言いますか、そういうものはつくり上げたいなど、そういうふうに思っています。あとは、施設運営のことも含めてですけれども、もう一度考えていいんじゃないでしょうか。よりよい形を目指していくべきだろうというふうには思います。先程もちよつと触れましたけれども、やはり工芸館の中に来たときに、なんと言ったらいいんでしょうか、言葉がちよつと見つかりませんけれども、やはりオケクラフトを見に来たくわくわく感みたいなものが感じられるような、そういう内容と言いますか、そういうものを目指して計画をつくり上げていきたいなど、そういうふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長からとてもいい答弁をいただいたというふうに思っております。30周年記念事業の実行委員長は教育長であります。ここで教育長に答弁をいただくわけにはいかなないので、教育長とはこの30周年記念事業の特別部会の中できちんと、館長をもちろん中心にしてですけれども、今町長の期待と言いますか、意志に沿うように一生懸命やっていきたいと思っておりますので、そのことをお願いして次の質問に移りたいと思います。

住宅改修奨励金交付事業の見直しについてということで、二つ目の質問をいたします。5月16日に開催しました第53回置戸町商工会総会におきまして、総会の席で会員さんの発言の中で、町長は来賓ということで出席いただいていたんですが、商工会の総会の持ち方が悪いのか、商工会自体がていたらくなのか、それは別としまして、来賓の町長が答弁するというような場面になりました。そういった中で、会員さんの要望の中で、この改修事業の中身のひとつとして、店舗部分の改修にもこの事業を当てがうことができないだろうかというような意見が出されました。町長の答弁というのも来賓の答弁で非常に難しいんですけども、商工会の会員さんあるいは理事会の中での総意があれば、そのことを考えてもいいぞというような答弁がありました。そこで、昨年末あるいは毎年、年末に商工会理事会と担当課と町長と含めて懇談会あるいは商工会側の要望ということで会議を持っているというふうに思っています。その中でも、私の気持ちとしてはそういった要望をその時に出していたなというふうに思うんですが、それは新年度で予算付けされなくて、事業も見直しをされなくてといったことでありました。それが商工会の総会の中で、そういうことを町長から言われたものですから、

ぜひそういうふうな改正の余地があるのであれば、ぜひしていただきたいなというようなことで質問した次第です。町長、いかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 商工会の総会の時に、会員の方が住宅改修にあたっての補助制度はあるんだけど、店舗の改修にあたってそうした補助制度ができれば非常にありがたいと。商店街の人たちもそういう制度があれば積極的に取り組んでいただけるんじゃないだろうかというようなご意見がありました。

この取り扱いについては、決して商工会の役員の方々で総会での取扱い方が悪かったわけではないと思います。むしろ私が議員からも今お話がありましたように、商工会の役員の人たちと年末に意見交換をやっていると思いますが、その時に、私の方から商店街も20年経ちますとだいぶ色褪せてきている、特に木でやったところについてはそういう感じがありますよね。それでもう一度木の部分を中心にして化粧直しをそろそろしなければならぬということも考えたらいかがでしょうかというふうに、私の方からボールを投げたことがあると思います。それに対して、その時には積極的なボールの投げ返し方はなかったと思います。ところが、今年の総会の時にそういうお話が出てきましたものですから、私はそれに乗っかりましよう、そういう思いがあったから、来賓という立場を忘れてね、私の方からそれを受けてお答えをしたというところがあります。積極的に、少なくとも積極的に申し上げた思いです。しかし、町の方にそうした制度をつくってほしいという要請の前に、やはり商工会の中できちんとした議論が必要であろうと、そのことを申し上げたと思います。ですから、今私の方は商工会の中でこの問題について役員の人たちを中心にして、内容等についても議論していただければなというふうに思います。それは積極的に私は受け止めたいなと思っています。

具体的に内容が出て来たときに、そのまま丸飲みできる内容かどうかわかりませんが、基本的には受け止めて、新年度、来年の平成26年度にはそれにきちっと応えられるようなものにしたいと思っています。それだけに期待があります。そのことは、願わくば町全体と言いましようか、商工会全体がですね、すでに個人というか、個々の店やさんが今申し上げたような木の部分について塗装をしたとか、そういうところもあると思います。あると思いますけれども、全体的に化粧直しなんていう言い方がいいかどうかわかりませんが、町全体が、商工会全体がそういうふうになっていただけるような、全体的な合意がなされたら非常にありがたいなというふうに思っています。いずれにしても商工会からのなながしかの要請と言いますか、返事を期待しながら待っているということでありませう。

それから住宅改修の関係について若干申しあげておきたいと思いますが、平成24年度、住宅改修の奨励金制度に乗かって実施をした内容であります。件数は27件ありました。事業費は3,174万円、これに対して奨励金として403万円を交付いたしました。それから本年度4月、5月、2カ月間での申請状況であります。件数は14件であります。改修事業費は1,669万円です。これに対して奨励金は、交付予定という部分もありますけれども、奨励金としては227万円です。ご承知のように予算額500万円に対して、現段階においては45%程度になっているのかなと、このように思います。

議員もご承知のように、昨年4月に制度を創設して約1年になろうとしているわけですが、

なんといっても置戸の中で少しでも安心、安全、そして快適な日常生活を送っていただきたいと、そんな思いがいちばんにあるわけでありまして、そのことと同時に奨励金の交付の方法について、商品券で交付をするというようなことも含めて、地域経済の活性化も併せて図りたいというようなことでスタートしたわけでありまして、私は率直に申しあげて、所期の目的と言いましょうか、考えていたものに対する成果はまだ1年足らずでありますけれども、思いの内容にはなっているというふうに思っています。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長の方から商工会の中での総意がしっかりと出来上がればというようなお答えをいただきました。本当に、自分自身も理事のひとりなものですから、町長との懇談会には参加しているわけですが、なんとも商工会は残念ながらという感じがいたします。そういうようなことを含めまして、町長の方から良い答弁をいただきました。ただ、この制度ですね、町長が言われましたように平成24年の7月1日からの3年間というような事業になっていると思います。時限が切られていると思います。それで、来年度からでもというような答弁でしたけれども、そのあたり制度の見直し、変更というのが途中でもあり得るのか、そのあたりお答え願いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 基本的には3年間ということでスタートさせておりますので、それについては3年間そのままで行きたいというふうに思っています。商工会の、特にお店やさんの部分の、店舗の部分については今の制度でいくと対象になっていないと思います。それを対象にしようじゃないかという基本的にそういう思いがあるものですから、その取り扱いについて、今の現行制度とどういうふうに整理したらいいのかというものについては内部的にまた検討はしたいと思っておりますけれども、善は急げですから、皆さん方と言うか、商工会のこのメインの通りの人たちがそういう思いで、ぜひやろうじゃないかということになりましたら、私は少しでも早い方がいいというふうに思いますし、しかし、単年度で全部なんとかしましよやというのは、皆さん方のそれぞれの事情もありますからね、難しいと思うんですけれども、数年の中で全体が綺麗になるように考えればなんと、そんなふうに思っています。制度的には、今の制度は基本的にはそのまま3年間は続けなければならないというふうには思っています。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 本当に、また町長から良い答弁をもらったなというふうに思っております。置戸の商工会も本当に情けない話ですが、会員数100人をもうじき切るのかなというような状況です。100人切ってしまうと事務局長を置くことができないと、そういうような中で、今かろうじて100人以上で会員数が65%以上を占めているという特例の中で事務局長を置いているというような状況でございます。そういう意味を含めて、商工会長の尻をたたきながら、商工会の中で意見をまとめるように努めてまいりたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○佐藤議長 8番 阿部光久議員。

○8番 阿部議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして教育長に質問をいたします。政府は生活保護

の基準引き下げ、3年間で保護費740億円減額することを決定しております。一部で見られる低所得者世帯等の生活保護世帯の逆転現象の解消は必要であろうと思います。ただし、原因の分析、最低賃金の引き上げや低所得者支援の強化が必要であり、生活保護基準の引き下げはもっと慎重に検討すべきであったというふうに思っています。なぜなら、真に援助が必要な受給者への給付が削減される恐れがあるばかりではなく、低所得者全体への影響が大変大きいからであります。すなわち、生活保護以外の低所得者の住民税、保育料、保険料などの自己負担も連動して上がったり、就学援助が打ち切られ、生活保護世帯以上の切り下げを低所得者、勤労世帯が被る、再逆転する可能性があるわけがあります。また、最低賃金の決定にあたって生活保護基準は大きな要素であり、生活保護基準の引き下げは最賃引き上げのブレーキにもなりかねません。最も影響を被るのは子育て世代でありまして、その多くは母子世帯ですが、生活保護基準の引き下げによって教育にかけられる費用が減り、進学の断念、部活や修学旅行の断念、ひいては高校中退の増加につながりかねません。生活保護基準額に一定の係数を乗じた額を就学援助受給の設定基準のひとつとして設定をしている市町村は、若干古くなりますけれども、平成21年度文部科学省の調べでは1,048市町村であり、少なくともこれらの市町村については今回の生活扶助基準の見直しに伴って、就学援助の支給対象者に影響が生じる可能性があるとしています。

当町ではどのような影響が生ずるのか、また各世帯ごとの収入、家族構成、家族の状況の変化など、さまざまだと思っておりますけれども、生活保護の基準改定と就学援助の対象者の増減があるかを伺います。また、準要保護者への就学援助は各市町村において、地域の実情に応じ、自らの判断で、決定されるべきものであるとされておりますけれども、当町の現状はどうなっているのか、今後どのように対応されるのか伺います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 生活保護基準引き下げによる就学援助制度の影響についてですが、学校現場にありましたので、阿部議員が懸念されていると同様な心配を私も今強く感じているところであります。まず最初に、国の動向について簡単に説明させていただきます。

阿部議員の説明の通り、政府は生活保護基準を引き下げることを決めました。厚生労働省は生活保護基準適正化の観点から、平成25年8月から平成27年度までの3年間で、生活保護費は住宅、医療、教育、生活、生業、介護、出産、葬祭、扶助など8種類がありますが、そのうちの食費光熱費など、生活費として生活の柱となる生活扶助の基準額を段階的に6.5%程度の減で見直すこととして、その内容が盛り込まれた平成25年度予算が成立しました。その生活扶助基準の見直しを受けて、文部科学省では平成25年5月15日付で要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正を行い、生活扶助基準の見直しによって児童生徒の教育を受ける権利、機会が妨げられることのないよう、平成25年度当初に要保護者として就学援助を受けたものについては引き続き国による補助の対象となることとしました。また、市町村が実施する準要保護者の就学援助に対しては、国の取り組みの趣旨を理解した上で、生活扶助基準の見直しの影響が及ぶことのないようにとの文書を発出しました。

次に、置戸町の就学援助の認定状況について説明させていただきます。現在、置戸町では要保護者に関わる就学援助につきましては、対象者はおりません。準要保護者に関わる就学援助につきましては

は10世帯、13名の方が認定をされ、制度を利用している状況です。なお、今回の生活扶助基準の見直しでの要保護者の影響については、対象者がいないこと、また国の要綱の一部改正もあり、影響はないと考えております。ただし、8月以降対象者が出た場合には見直し後の生活扶助基準での審査となります。ご承知おきください。

次に、準要保護者の認定基準についてですが、準要保護者につきましては、議員からお話がありました通り、各市町村において基準を定め認定をすることとされております。置戸町では生活保護基準額に1.3の認定倍率を乗じた額を設定基準としております。

最後に阿部議員が最も心配されている生活扶助基準の見直しに関わっての今後の影響についてですが、厚生労働省からは現段階では概要しか示されておられません。ですので、年度ごとの減額率等が示されていない状況もあり、具体的な影響については現段階で申し上げることはできません。ですが、町としましては、置戸町で暮らすすべての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができることを常に念頭に置いて、準要保護者の認定基準等については、他自治体の状況も見据えながら、すべての児童生徒が経済的理由で就学が困難となることなく、のびのびと学校生活を送ることができるよう、しっかりと対応していかなければならないというふうに考えております。

○佐藤議長 8番。

○8番 阿部議員〔一般質問席〕 非常に詳しい答弁をいただきました。そこで先程言われたように、要保護の関係ではないということでございますので、本年度の予算で小学校、中学校費の中でそれぞれ対象者を見込んだ数字が計上されておりますが、次年度における就学援助の対象者や、また金額です、町独自の判断のもとに決定されることになっておりますので、対象者の範囲を定める認定基準の確定にあたっては、十分に意を持っていただきたいと、このように思っています。政府は生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響についてはできる限り影響が及ばないように制度の趣旨や目的、実態を踏まえて適切に対応するというところでございます。当町におきましても、影響が生ずることのないよう十分実態の把握とできる限りの支援をお願いいたしまして、私の質問を終りとします。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 毎年行われている全国学力学習状況調査の結果によると、学力ですが、低所得者の家族の方が低いという傾向は毎年顕著に現れているというふうに聞いております。そんな状況が子供たちの中で決してあってはならないというふうに強く感じております。子供たちが同じ生活環境の中で、しっかりとした学習環境の中で学習ができるということをまず第一に考えていかなければならないというふうに考えておきまして、そのための対応をしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩 11時51分

再開 13時00分

◎日程第 2 議案第 33 号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから

◎日程第 18 議案第 49 号 工事請負契約の締結についてまで
————— 16 件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第 2 議案第 33 号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから、日程第 18 議案第 49 号 工事請負契約の締結についてまでの 16 件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第 33 号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について〉

○佐藤議長 議案第 33 号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について。

質疑はありませんか。

7 番。

○7 番 竹内議員 初歩的なことをお聞きします。これを決めるにあたりましては当然組合の方とお話し合いをされたと思います。そういった内容が私どもには聞こえて来ませんが、組合とどのような話し合いをされて、すんなり決まったのか、どうなのか。直接話し合いをされたのは町長でしょうか、お聞かせください。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 資料を持ってきていませんので、日にちがちよっと間違っているかも知れませんが、5 月 16 日に組合の方に提案をいたしました。その後、組合と交渉をいたしまして、組合の考え方、町の考え方等について、そこで話し合いをし、もう一度組合の方はそれを持って組合員に伝え、その結果を持って妥結するかしないかを検討するというので、一応その時は話し合いのみで別れました。それで 6 月 3 日に最後に組合と交渉をいたしまして、交渉は基本的には納得がいけないけれども、こういう国の関係、東日本大震災及び置戸町の給料が高いということを一応認識してくれましたので、それに基づいて組合は一応妥結すると。ただ、確認事項がありまして、この実施期間については、本来に来年 3 月までの時限的な実施なのかと。

それから、これについては、例えば町の給料を参考に決めている民間の給与に波及することはないだろうかと、その辺をちょっと確認をいたしまして、町としては来年 3 月までの時限だと。基本的には民間については、それは民間独自が決めることなので、町としてはそれを町に合わせて下げようなどは避けていただき、そういうような要請はしないと、そういうことを組合と話し合いをして、一応 6 月 3 日に妥結をしております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第 34 号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第 34 号 置戸町常勤特別職の職員の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第35号 教育長の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第35号 教育長の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第36号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第36号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第38号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第38号 置戸町税外諸収入金徴収に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第39号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第39号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第2号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第2号)。

6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。1款議会費。2款総務費、1項総務管理費、3項戸籍住民登録費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。3款民生費、1項社会福祉費。6款農林水産業費、1項農業費。

9番。

○9番 佐藤議員 6款農林水産業費の農業費で伺います。負担金補助及び交付金の人・農地プランに係る強い農業づくり事業補助金についてですけれども、今回法人1戸と個人一つということで二つ対象になったということの説明がありました。これは限度額が上限300万円ということなんですけど

も、置戸的に言えば、ほかに要望があったのか、なかったのか。これしかなくて、要望が100%満たされたのかどうか、その辺の確認をしたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今回の補正いたしました1法人、1個人、2件につきましては、置戸町からは2件の要望で、2件とも採択となりました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。2項林業費。8款土木費、1項土木管理費。9款消防費。10款教育費、2項小学校費。

1番。

○1番 嘉藤議員 林業振興費ということでお伺いをしたいと思います。森林組合の中の置戸町と訓子府町の負担割合ということで、ちょっとお尋ねをしたいのですけれども、組合員割10%、所有山林面積割50%、その後に財政割の40%とありますけれども、基準財政需要額が訓子府と置戸でずいぶん差があるようですけれども、これは何を基準にこのような数字になっているのでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 この財政割につきましては、基準財政需要額の個別算定経費ということでありまして、普通交付税の算定項目であります個別項目の林野行政費を基準として算定しております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。3項中学校費、4項社会教育費。13款給与費。

5番。

○5番 細川議員 社会教育費の旧勝山小学校、防火対策上樹脂からアルミの枠になったということ、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 今のご質問ですが、用途が学校から公民館に変わったということで、消防法と言いますか、防火基準で多用途でいろいろな方が利用する施設については基準が厳しくなるということでございます。そのために学校では認められておりました樹脂サッシが認められないということで、当初はアルミサッシに全部取り換えるという話もあったんですが、工事費の節約と言いますか、軽減を図るためにアルミ板を樹脂サッシの上に貼り付けるという工法で、その防火法上の基準を満たされるということになりましたので、そういう工法を取りたいということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 直接工事請負費ではないんですけれども、関連しますけど、基本的に旧勝山小学校の改修が完了して勝山地区の公民館に用途変更になるんですけれども、既存の勝山公民館についての今後の活用というか、具体的に地域とか、全体的に社会教育の中とか、役場全体の中で、活用について

ての何か話し合いというか、そういったものが進んでいるのでしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 現在の勝山公民館が旧勝山小学校に移転した後の、現行の勝山公民館の利用につきましては、まだ正式には特に使い方を決めたということにはなっておりません。勝山地域の皆さんとは今後どのような使い方ができるかと、町長が地域懇談会ですとか、その後に地区の協議会等に出席したときにも話題にはなっておりますが、正式に具体的な使い道は今後検討をさせていただきたいということになっております。

一部、マスコミ報道等にも載っていますが、郷土資料館ですとか、あるいは札幌学院大学との地域協定の中で、そういう利用ができないかどうか、あるいは勝山地域ですらに使いたい、利用の方法はないかということで、いろいろご意見はありますので、今後検討させていただきたいというふうに思っています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入に移ります。

4 ページ、5 ページ。

2. 歳入。9 款地方交付税。14 款道支出金、2 項道補助金。16 款寄付金。20 款町債。

質疑はありませんか。

6 番。

○6 番 石井議員 今回の林業・木材産業構造改革事業補助金。これを申請するにあたって、内示では1,400万円ほど少なかったというお話なんです、これだけの額を獲得できる可能性というのは、いったいどれぐらいあるものなのでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今、石井議員から可能性の話をされておりますが、一応森林組合とも増額要請をしております。そういう段階ですので、確立についてはここで明確な数字はありませんが、補助確定までに少しでも多く増額できるように振興局、道の方へ要請活動を行っていきたいと思っております。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 補助金が満度でないという情報の中で、いろんな要請活動を北海道に対してやってきているわけでありまして。中には、全国的にはゼロ査定のところもありますし、私どもとしてはできるだけ2分の1の補助金をという期待はしていますけれども、非常に厳しい状況、それからご承知のようにいろんな意味で、当初は経済対策と言いましょ、そんなことで国の方も積極的に事業をしてほしいというのか、やってくれと、そのために国としてもきちっとした財源対策をやりますよと、かなり積極的な年度当初と言いますか、年始めと違って、だんだん脇を絞めて来たというのか、そういうような状況もありますから、期待感を持っていますけれども、どれぐらい確立というのか、可能性としてあるのかというのは、なかなか難しいと思います。ただ、この森林組合の工場の関係については早くから北海道の方にもいろいろと申し上げて来たことでもありますから、北海道全体の中でのこの事業に対する置戸の補助金の配分の問題について言えば、かなり何らかの北海道としての一生懸命さみたいなのは感じているわけです。しかし、それが数字としてどれだけ埋めてくれるのかというのは、

なかなか難しいかなという感じはします。しかし、国に対すること、それから請負残というのは当然出て来るわけであります。しかし、冒頭申しあげましたように、ゼロ査定もあるということでありますので、そうしたところに対する国としての対応の仕方だとか、それからほとんどのところはどうか、満度に配分になっておりませんから、請負残が出て来たとしても、最終的にはその国の補助の配分をどれだけ埋めていけるのかというのは、ちょっとなんとも今の段階ではわからないという状況だと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第2条 地方債の補正。

3ページ、「第2表 地方債補正」をお開き願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 すいません。公民館運営に要する経費のところ、先程窓のサッシの件で質問がありましたけれども、500万円の追加ということで、工事費の部分はまるっと500万円ではないですよ。工事費の部分はいくらになるのでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 工事費と言いますか、500万円につきましてはあくまでも労務費単価のアップということです。アルミにつきましては、アルミにかかった部分が大きかったものですから、それも踏まえて太陽光の部分を削減したというか、取りやめたということを追加で申し上げたところです。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 基本的に、当初1億2,500万円の改修費を見込んでましたよね。それに結局太陽光パネルは外構工事に入るのかどうか。だとすれば、これとは別の外構工事の費用の方に入って来ると思うんですが。トータルで500万円の追加ということになると、ちょっと内訳というか、その辺がよくわからないんですけれども。

○佐藤議長 施設整備課技監。

○高橋施設整備課技監 議員協議会の中で説明した時に、太陽光も含めた部分で建設工事費ということに1億2,500万円という予算で取っていたんですけども、それはそれで議員協議会の中でも説明していたものですから、そこから変更になったということで、その変更理由としてアルミパネルの追加と外壁等の塗装等が増えたものですから、3月の末現在では労務費単価のアップというのが分かっていますので、その中では予算の範囲内できると思っていたんですが、4月以降の労務費単価のアップということが判明し、それでアップ率として500万円上がったということで説明しました。

○佐藤議長 ほかに質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第40号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第40号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款国庫支出金、2項国庫補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第41号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第41号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第42号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第42号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款水道費、1項水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第43号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第43号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入に進みます。

2. 歳入。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について〉

○佐藤議長 議案第44号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次の議案に移ります。

〈議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について〉

○佐藤議長 議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

〈議案第47号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 議案第47号 工事請負契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

〈議案第48号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 議案第48号 工事請負契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

〈議案第49号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 議案第49号 工事請負契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければここでしばらく休憩します。意見調整を行いたいと思いますので、議案持参の上議員控室の方へ移動願います。

説明員の方はそのままお持ちください。

休憩 13時29分

再開 13時36分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号から議案第49号までの16件を通して質疑漏れはありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 一般会計の補正の事項別明細書(第2号)。公民館運営に要する経費のところ、先程質問をしたところですが、窓サッシにした部分を余分にかかったので、太陽光パネルをつけないようにしたと。それで外壁塗装もしたと。差し引きで、それでプラスマイナスゼロで、人件費の部分がプラス500万円、改正によって500万円プラスになったという抑えでよろしいですか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 当初の説明が不十分だったと思うんですが、今議員がお話しになった通りでございまして、あくまでも補正の500万円については国の労務単価の基準アップ分ということでございます。サッシですとか、外壁等の塗装に関しては、3月の議員協議会の時に説明した内容と変更になった点を、参考までにご説明したということでご理解いただきたいと思います。あくまでも1億2,500万円の範疇で調整をしたということでございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 小学校本体の改修工事ということであれなんですけれども、太陽光パネルは建物につけるものを予定していたんでしょうかね。それとも外構工事の方に入っていた予算で組んでいたんでしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 太陽発電の装置につきましては、あくまでも1億2,500万円の建設工事の中の予算ということで当初検討しておりました。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員 建物の方に入っていたということで、それは理解しました。ただ、この小学校を改修するということにおいては、勝山地域の人たちとの話し合いですとか、意見調整ですとかということ踏まえて公民館に改修するという事になったと思っています。その中で太陽光パネルも必要だろうということで設置するというような経緯があったんだと思います。そのあたり、サッシだとか塗装だとかにお金がかかるので、太陽光パネルはつけないようにしましたよというようなことは、地域の人たちとは相談したというか、了解を得たということはあるんでしょうか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 日にちは確か2月8日だと思うんですが、自治連の評議委員会ということで、地域懇談会の後に1月の臨時議会以降のことを町長も出席しまして地域とお話をした際に、ちょうどその時点では事業費の調整をしていた最中でしたので、太陽発電装置についてはちょっと難しいということも、地域にはお話をさせていただいたかというふうに記憶をしております。なぜ、太陽発電のことを今回見送ったかと言いますと、中学校で使うような蓄電型と違いまして、ただ発電する。ただと言っては失礼ですけども、蓄電をしないタイプを想定しておりましたので、公民館は主に使用頻度としまして夜間の使用が多いということで、そういう意味では中学校とは太陽発電の必要性というのがちょっと違ってきているということで、それよりも優先される防火対策ですとか、外壁、屋根の改修の方を優先したいということで、そういう調整をさせていただいたという経緯がございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから議案第33号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから議案第49号 工事請負契約の締結についてまでの16件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第33号から議案第49号までの16件について討論を終わります。

これから議案第33号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから議案第49号 工事請負契約の締結についてまでの16件の採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第33号 置戸町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから議案第35号 教育長の給料額の特例に関する条例の一部を改正する条例までの3件を一括して採決します。

議案第33号から議案第35号までの3件については、原案の通り決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第33号から議案第35号までの3件については、原案の通り可決されました。

次に議案第36号 置戸町税条例の一部を改正する条例及び議案第38号 置戸町税外諸収入徴収に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して採決します。

議案第36号及び議案第38号の2件については、原案の通り決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第36号及び議案第38号の2件については原案の通り可決されました。
次に議案第37号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。
議案第37号については、原案の通り決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第37号については、原案の通り可決されました。

○佐藤議長 次に議案第39号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第2号)から議案第43号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第1号)までの5件を一括して採決します。

議案第39号から議案第43号までの5件については、原案の通り決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第39号から議案第43号までの5件については、原案の通り可決されました。

次に議案第44号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてまでの2件を一括して採決します。

議案第44号から議案第45号までの2件については、原案の通り決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第44号から議案第45号までの2件については、原案の通り可決されました。

次に議案第47号 工事請負契約の締結についてから議案第49号 工事請負契約の締結についてまでの3件を一括して採決します。

議案第47号から議案第49号までの3件については、原案の通り決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第47号から議案第49号までの3件については、原案の通り可決されました。

◎日程第19 意見書案第4号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める要望意見書から

◎日程第24 意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下

学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など、平成26年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書

まで

まで

————— 6件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第19 意見書案第4号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める要望意見書から
日程第24 意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など、平成26年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書までの6件を一括議題とします。

意見書案第4号から意見書案第9号までの6件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって意見書案第4号から意見書案第9号までの6件については趣旨説明を省略することに決定しました。

これから意見書案第4号から意見書案第9号までの6件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

これから意見書案第4号から意見書案第9号までの6件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第4号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める要望意見書から意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など、平成26年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書を一括採決します。

お諮りします。

意見書案第4号から意見書案第9号までの6件については、原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める要望意見書から、意見書案第9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など、平成26年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望意見書の6件については、原案の通り可決されました。

◎日程第25 議員の派遣について

○佐藤議長 日程第25 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配布の議案の通り議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布の議案の通り、議員の派遣をすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議にされた事件はすべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成25年第4回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 13時51分